全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1－10－2
TEL（862）6241～8
発行責任者　渋木岩男
購読料　1部　25円

経営基盤の確立めざす

税制に特別措置要望

全浴連・強力な運動展開

公衆浴場が公共の性格を持つことは、利用者も業界も、ともに望むところである。しかし、入浴料金について抑制政策が続けられるかぎり、われわれ業者は経営を存続できる保障を求めなければならない。東京都入浴料金協議会が都知事に答申したなかに「入浴料金の上昇をできるかぎり抑制し、浴場経営の成長を維持するため、その原価を低減させる諸施策の採用は、行政当局に課せられた任務であろう」と述べていることは、まさに重大な指摘である。全浴連ならびに都道府県組合は経営基盤の安定をはかるため、政府、地方行政庁、国会、地方議会に対し、税制、金融、公共施設の利用について特別措置を強く要望し、その実現を期して、業者を打って一丸とした運動を展開することが望まれる。全浴連はさきの国会に税制に関する請願を行ない採択されたが、実効をえられるかどうかは、これからの運動にかかっている。業界の結束を期待してやまない。

全浴連はさきの国会に「公衆浴場業に対する所得税、法人税の特別措置」について、請願を行ない採択された。今後大蔵省に対し強力な実現運動を展開することになったが、請願の全文はつぎのとおりである。

請願事項

公衆浴場に対する所得税および法人税は租税特別措置法のなかに公衆浴場業に関する条件を設け適用せられたい。

（一）特別修繕費の損金算入

公衆浴場は強い湿度のため耐用年数十三年の途中において一回ないし二回大修繕を行なわなければならない。

（二）医業と同様に所得計算の特例を設ける。医業は実態調査を行なっていないが、入浴料金算定は都道府県の行なう実態調査により必要な経費がおおむね明らかである。

（三）減価償却は物価統制令で料金を規制する限り、建物設備等の再取得を保障する特別償却制度を適用する。

請願の理由

いまや公衆浴場は、昨今の新聞報道にあるように、現行制度のもとでは、企業経営維持にたえかねて漸次転廃業せざるを得ない運命に追い込まれております。

今日の自由経済のもとで、料金を物価統制令で不当に厳しい原価計算方式を適用されている私企業は公衆浴場業ただ一つであり、当局が公衆浴場は、国民大衆の保険衛生機関として欠くことのできない公共的施設であるとの見地から社会政策的に物価統制令を適用していることにほかなりません。

従来は衛生面における指導監督取締りに重点をおき、その半面公共的施設であるといいながら、経営面における経済的指導助成は何一つ行なっておりません。

政府当局および関係行政機関は衛生指導監督と経営指導助成とを一体的にかつ均衡をとって行なうことが緊要であります。

私達業者は、物統令の適用をうけているため、私企業でありながら適正な原価、適正な利潤が得られず、高度成長の経済の谷間におかれながらも、あらゆる努力を傾むけておりますが、その経営状態は非常に困難な事態にたちいたっております。

したがって公衆浴場が国民大衆の保健衛生福祉の向上に直接その役割を果たす使命を全うするためには、ただ一つの収入源でありま す入浴料金の改定に依存する以外にありません。

当局は料金が直接消費者大衆におよぼす影響を考え、今後も社会政策的に物統制令をもって低入浴料金制を継続される限り、従来の片手落ち行政を是正し、国民大衆の保健衛生上欠くことのできない公衆浴場の経営維持のために、公衆浴場等に対する所得税あるいは法人税の課税にあたっては、その税負担を経営の実態に即するよう租税特別措置法のなかに特別措置を講ぜられるとともに、建物設備再取得のため割増償却制度を確立せられるよう強く要請する次第であります。

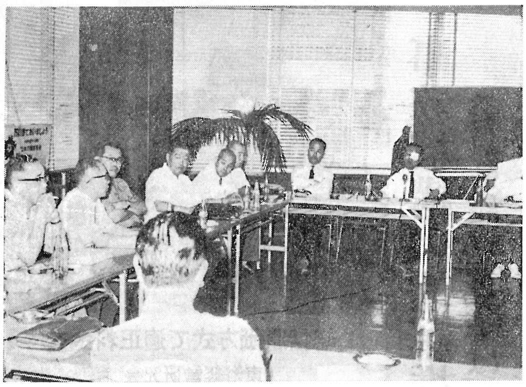

執行部の分担決まる

副理事長も四人に増員

全浴連理事会は七月二十四日、本部で開かれ、定款の一部改正案を承認し、近く開かれる臨時総会に提案することになった。

△改正条文

第二十六条　理事のうち一人を理事長、四人を副理事長、九人以内を常務理事とし、それぞれ理事の互選により決定する。

△現条文

理事のうち一人を理事長、三人を副理事長、九人を常務理事とし、それぞれ理事の互選により決定する。

また、執行部の業務分担について西村副理事長から次のように報告した。

▽庶務、渋木副理事長▽会計　鈴木副理事長△事業西村副理事長△会計　小出常務理事△広報宣伝　杉原常務理事△共済事業　新谷常務理事△経営研究　小林常務理事

（写真は理事会）

重油消費税再燃す

浴場にも大きな影響

重油消費税新設の動きは昨年、厚生省が公害対策費の財源確保をねらって提案したが、石油業界などの反対にあって立消えになっていた。ところが横浜、東京、大阪名古屋、神戸、北九州、京都の全国七大学長がこのほど連名で厚生省、自治省などの関係方面へ重油消費税新設の要望書を提出したことから、この問題が再燃してきた。

七大学長の要望は「大気汚染に直接影響をあたえている重油に課税し、公害対策の財源にあてる」ことをねらっており、重油課税から得た財源は①低硫黄燃料の供給確保と負担増の補助②石油系燃料以外への転換にともなう資金助成③公害防止設備および工場適正配置に対する融資ならびに助成ーなどに対して使用するよう提案している。

これに対し石油業界では①基礎エネルギーである重油への課税は鉄鋼、電力などの大口需要業界だけでなく、中小企業への影響も大きく、物価高の原因ともなる②重油課税は重油価格の上昇を招く等の理由をあげて強く反対している。

公衆浴場業界は従業員不足に悩んでいるときだけに従来の雑燃料使用から重油を使用する業者が年々増加しており、その数は業者の七〇ないし八〇％を占める実情で、いまや業界の主燃料となっている重油消費税が新設されるならその分だけコストが増大するほかないひとり石油業者だけではなく業界としても十分に討議を要する課題となった。

男子より女子が多い

小企業の従業員構成

人手不足が深刻化するにつれて、女子の職場進出がいちじるしくなってきたが、従業員一人から四人までの小企業では、ついに男女従業員の比率が逆転し、男子よりも女子が多くなるという傾向が次第に強まり、しかも中高年層の割合が急速に高まってきた。これは労働省が昨年七月現在で、従業員一人ー四人の小企業について、卸小売をふくむ九産業を対象に雇用状況、賃金を調査した結果、明らかになったものである。これによって小企業では今後人手不足の対策として家庭婦人の雇い入れに力を注がないかぎり道が開かれないといえるようである。また賃金は常用労働者の場合、定期給与（賞与をのぞき毎月決まって支給される給料）二万六千八十九円（平均年齢三一・三才）で、前年に比べて一三・三％の上昇を示している。この給与は五百人以上を常用している企業の平均給与に比べると五六％にあり、賃金格差はほとんど変わっていない。

別府で開催決まる

各都道府県組合に通知

45年度の全国大会

四十五年度の全浴連通常総会ならびに全国業者大会は九州ブロックで開催が予定されていたが、大分県とすることに決まり、大分県組合が諸準備を進めた結果、つぎのように正式決定し、各都道府県組合に通知した。

▽五月二十八日、全浴連総会
▽五月二十九日、全国業者大会
▽会場　大分県別府市観海寺杉乃井ホテル

事業主報酬認めよ

林氏、税調で公述

政府の諮問機関である税制調査会は、来年度における税制改正のポイントとなっている企業税制などについて、さきごろ公聴会を開き各界代表十二人の公述人から意見をきいたが、林慶之助氏（全国青色申告会総連合会長）は中小企業税制について、つぎのように意見を述べ、とくに事業主報酬を認めるべきだと強調した。

企業課税問題を検討することは「個人企業、法人企業を問わず、企業に課する租税はいかにあるべきか」を考えるものであって、いまこれを法人税制に限定しているのは問題である。大企業法人の税制は中小企業法人（同族会社）と関連があり、同族会社は個人企業との関連で検討すべきである。

戦後十万社であった法人数は毎年増加して現在は九十万社といわれるが、このほとんどが、個人企業から法人組織に変更する、いわゆる〝法人成〟である。全法人の四割は資本金百万円未満の零細法人であり、全法人の三分の一は赤字欠損法人で、三分の一は法人所得百万円未満といわれる。法人成が増加する原因は税制にある。国税、地方税を通じた青色専従者完全給与制は実現したが、残る問題は事業主報酬、決算期の選択、必要経費の解釈認定の問題などで、個人企業と法人企業とには不均衡がある。中小企業法人が要望している「同族会社留保金課税の撤廃」「軽減税率適用範囲の拡大」には賛成するが、この場合「事業主報酬を認めること」を実現し、個人企業との均衡を図ることが前提条件である。個人類似法人に対しては、いわゆるパートナーシップ課税の選択を認めるべきであるとする考え方には賛成である。〝会社を個人課税できる〟とするならば〝個人も法人課税できる〟ことが理論的である。アメリカでは小企業課税として、組合課税のほかに、個人企業も法人課税をうけることができ、事業主報酬が認められているという。この際、個人、法人を通じた中小企業税法の創設を提唱したい。

法人に配当損金算入を認めよという意見には個人企業の元入金との関連をどう考えるかが問題であろう。個人事業所得は元入金の運用による所得に課税されているのだから——。企業相続の問題としても個人企業に対する生前贈与特例を考えられたい。

料金値上げを〝女の目〟はどうみる

石川

石川県公衆浴場組合は、現在料金改定の申請中で、入浴料金協議会が審議中であるが、北国新聞は金沢市の浅田みどりさん(五三)関玉枝さん(五三)原房江さん(四八)藤井芙子さん(三九)の四主婦を招き、入浴料金値上げに〝女の目〟はどうみるかについて座談会を開いたが、主婦の主張に対し、石川県組合理事長茶谷勝信氏は同紙記者に後記のように答えている。

関　燃料は上がっていないし重油をたくので人件費はいらないでしょうし、物価が上がったからふろ代も上げるというのは、中流以下の私たち庶民にとってはこたえますね。

浅田　経営が赤字になったから値上げ申請するという仕方はおかしいと思う。むかしは家庭ぶろのあるうちの方は少なかったからサービスは全然しなくても、おふろさえ、わかしておけばお客さんがきました。まだそのままの感覚で経営していらっしゃる方が多いように見受けられますでしょ。

そのことを反省しなくて、経営が赤字になったから利用者に負担してほしいという甘い考え方は少しおかしいんじゃないか。

関　むかしはおふろ屋さんに飲み物は売ってなかった。あれは利益になる。

浅田　中心街のふろ屋さんで、従来はもうかっていたが、いまはもうからないふろ屋さんもでてきたと思います。

ほんのわずかの中心街のところの赤字を利用者がかぶる必要はないんじゃないか。このごろは大型企業とかいって合併しなければならない時代だから、おふろ屋さんも二軒合併して豪華なものを作ってもいいんじゃないの。

原　私、大阪から金沢へきて、これがおふろ屋さんかと思いました。この間も大阪の妹のところへ行って銭湯にはいったけど、自動トビラですし、おばさんがいつも掃除していて脱衣場はゴミ一つないし、洗い場もきたないものがたまるひまがない。ハンド・シャワーが一つずつついているし、赤外線ぶろがあったり、金沢と比べると月とスッポンでした。

藤井　家庭ぶろのある近所の人に聞いたんですが、その人は十八リットル入りで三百円の灯油一カンでいまの季節だと六回たけるので、一回五十円にしかならないといいます。五十円で六人はいれるふろでしたら一カ月、毎日はいっても千五百円にしかなりません。

浅田　米丸団地でほとんどのうちに家庭ぶろがあるのに、最近、公衆浴場ができた。毎日わかすのはいいけど、あとで掃除しなければならんし、夏は暑いし、冬は寒いし、小さい家庭ぶろにはいるのは、いや気がさしていた。新しい浴場にはいるのは気持ちがよいので、せいせいしたと私の友だちがいっていました。

関　家庭ぶろのある人も、公衆浴場へ行くけど、値上げされては困るといっていた。

原　いまは物価高の時代だから値上げされるのはいやだけど、値上げする気持ちもわかるので、少々上げてもきれいにしさえすればまだまだ利用される方はあると思います。

関　少しきれいになるのは値上げした当座だけ。すぐに元にもどってきたなくなります。

藤井　私はおふろ屋さんを自由営業にしたらと考えています。極端な話ですけど、三十円の大衆浴場と百円のいいふろを作って、楽しいムードにひたりたい人は高いふろにはいって、安いところは家族で行くようにしたらいい。そうすれば一般的なふろ代値上げということはなくなるんじゃないですか。

浅田　金沢駅前に一軒きれいな公衆浴場がありますね。あそこへはいったらどこのふろ屋もはいれないといいます。

関　それも午前二時か三時までやっているんでしょ。家族ぶろの方は高いらしいんだけど。

原　もうけているおふろ屋さんもあるから、きれいだからはやるはやるからもうかるというように…。

浅田　きれいなら遠くから車に乗ってでもふろ屋に行く時代なんです。だから三百五十㍍の距離制限は意味がなくなりました。

藤井　サービスさえよければ少しぐらい上げても利用者は減らんと思います。一週間に二回ほど家庭ぶろをわかして、あとはふろ屋さんに行くというように。

原　もうからん、もうからんというもんに限って、もうかっている。

浅田　ふろ屋は倒産や夜逃げはないし貧乏したという話は聞きません。一年に一度ぐらい改装するところもあるけど、すぐ元をとれるんでしょ。

関　話は別だけど。女の洗髪料はどうして取るのに、男の洗髪料はどうしてとらないんでしょうか。いまの女性はほとんどショート・カットしているのに、男の人で最近はすごく髪の長い人がいるでしょ（笑い）。

現行料金では経営は窮迫

茶谷理事長答える

公衆浴場を利用している人たちばかり四人が主婦の立場からいろいろと、ふろ代値上げを話し合いましたが、そこにできた問題点のいくつを石川県公衆浴場環境衛生同業組合理事長の茶谷勝信さんに聞いてみた。

ー利用者からみると、全部赤字だとは思えないが。

「現行のふろ代では全般的に赤字で経営の実態は窮迫している。一日の利用者は二百八、九十人、うちおとなが二百三十人として一日の売り上げは七千八百円から八千円で二十五日営業として一カ月で二十万円。三千万円の設備をしてこれで金利が払えますか。人件費はもちろん、われわれ家族が働いた分もはいっているが、人件費が何かわからないようなものには人件費上昇の説明のしようもない」

ー利用者減の著しい中心街でのふろ屋さんの合併はできないか。

「政府はふろ代を物価統制令で二十数年も押え、保健衛生上も指導、監督しているが、財政的援助は何もない。それで一[illegible]て合併できるか」

ー現行料金でも経営[illegible]て経営できるのではな[illegible]

「自分の商売だから[illegible]ない人は一人もない。[illegible]必要性を認め、低料金[illegible]というのなら、県営、[illegible]浴場をやったらいいじ[illegible]三十二円の現行料金の[illegible]を越しているのだ」

ー利用者減でふろ屋[illegible]になった分を利用者だ[illegible]なければならない矛盾[illegible]

「利用者とわれわれ[illegible]合いで解決のつくもの[illegible]政府の責任だ。長いこ[illegible]る人も短い人も、多く[illegible]人も少ない人も同じ料[illegible]も矛盾じゃないか。た[illegible]収百万円以下の低所得[illegible]五時から十時まで低料[illegible]か、いろんな手段はあ[illegible]省は規制してきただけ[illegible]控え置いても農林省は[illegible]ための助成金をだして[illegible]われわれにはなにもない[illegible]迫した経営実態をよく[illegible]しい」

ー値上げ幅を示さず[illegible]ことについて。

「これだけにしてほ[illegible]て認められたことがあ[illegible]ろんわれわれの調査結[illegible]あるが、県の審議会は[illegible]し、専門委員がこれを[illegible]とになっている。利用[illegible]の良識にまつのみだ」

ー金沢のふろはきた[illegible]利用者の声があるが。

「きたないふろなん[illegible]い。もしあったら県が[illegible]しない。一軒か二軒の[illegible]と比べてあとは全部、[illegible]いうのはおかしいんじ[illegible]

今月の提言

全浴連の当面する課題はなにか

[illegible]と、全国大会以来尾を引い[illegible]る役員人事や全浴新聞問題[illegible]事務処理がおもなもので、[illegible]の重要施策についての論議[illegible]ないのは一体どうしたこと[illegible]らうか。事業計画のとおり[illegible]うだけではすまされない[illegible]う。全国各ブロックの会議[illegible]た東浴の内部でも、環衛公[illegible]金の借入れ状況、全国名鑑[illegible]場史、生命共済の加入状況[illegible]ったところである。しかし[illegible]では本紙でも報道している[illegible]に、都経済局の指示にもと[illegible]都下業者について基本台帳の作成を進めており、これに付随す[illegible]

[illegible]今後各府県の入浴料金の処理方法については厚生省次官通達[illegible]の付帯事項四件と、専門委員からの助言内容については[illegible]ひとり東京だけの問題ではな[illegible]に課せられた任務であろう。なお地域によって浴場の廃業が続出し、利用者の不便をきたすこ[illegible]ついて融資制度を設ける。④上下水道料金についても前項のような公衆浴場の実態に照[illegible]対策が樹立されるべきではろうかと考えるのである。

全浴連八月の行事

▽一日＝全国浴場新聞[illegible]
▽四日＝中小企業総連[illegible]会議、常務理事会。
▽五日＝衆議院大蔵委[illegible]委員会で本会の請願[illegible]を採択。
▽六日～八日＝環衛中[illegible]指導者研修会に渋木副[illegible]常務、藤田庶務課長が[illegible]
▽七日＝厚生省と再取[illegible]当制度について懇談[illegible]出。
▽二十二日＝全環衛中[illegible]
▽二十五日＝環衛公庫[illegible]ついて懇談会を実施
▽二十六日＝全浴執行[illegible]執行部と厚生省環境衛[illegible]名と懇談。

全浴、厚生省と懇談

[illegible]国会で採択された請願事項を中心に意見を交換した。

松竹錠
品川区大井4－1－2
TEL(771)7477・9687
工　場(781)5472
(782)9189

リソール
安全カミソリ

ロッカー・傘立・傘箱・下足箱
有限会社　東京錠前製作所
東京都墨田区亀沢町1～6～7
TEL　東京（623）1626

ニュソリン
安全カミソリ

TB式重油バーナー　TB式完全自動制御装置

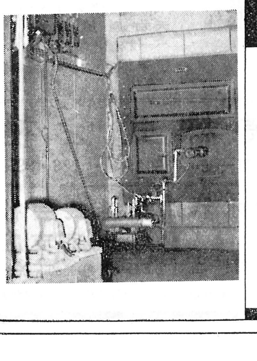

廃油＋全自動　BW　製造・販売

当社の自動制御器は故障なく且つ正確に始動し、全国の皆様から好評をいただいております。

TB式重油バーナーは、全国唯一の廃油専焼バーナーです
しかも「製造→直販」のため、アフターサービスは勿論いつまでも安心してご使用いただけます。

ＴＢ式重油バーナー製造発売元
ＴＢ式完全自動制御装置製造発売元
東京バーナー株式会社
本　社　東京都新宿区余丁町９２　TEL（代）(353)2345・(351)4042
名古屋　名古屋市瑞穂区高田町5-19　TEL（851）2590・（852）2612

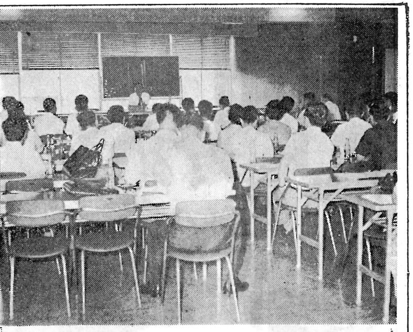

事務機構の改革推進

委員会設け審議はじまる

東浴執行部は、厳正に組合事業の推進をはかるため、事務機構の整備刷新を断行することになり、小出常務理事を中心に具体的な方策をねっていたが、書類、印鑑の保管、出納の系統化など内部事務の体制を確立するとともに村上嘱託を補佐役に委嘱したが、さらに次の諸氏によって新たに事務機構改革委員会を設置した。これを機会に執行部と新委員の合同会議を八月五日本部で開き

①役職員給与規定の制定方針

②職員の懲戒規定

について小出試案をとりあげ慎重に審議した結果、一部を継続審議としたほかは原案どおり決定し、次回に細目について審議することになった。

◇事務機構改革委員会

理事沢井秀雄（城東）理事西田喜一（城西）理事森山堅二郎（城北）理事中島利雄（都下）監事武田英雄、評議員近藤利雄（中央）評議員石川保（城東）評議員石田光雄（城南）評議員小俣佐馬雄（都下）

役職員給与規定方針

①東京都人事委員会の勧告がでた場合、さかのぼって給与を増額しないこと

②職員の昇給は一年以上優良な成績で勤務した者を対象とし、一律昇給はしないこと。この場合の昇給は予算範囲内ですること

③諸手当ては扶養家族手当、管理職手当その他時間外勤務手当等に整理すること

④役員の報酬および職員の給料は東京都人事委員会の職員の給与に関する報告と勧告にすること

職員の懲戒規定

（この規定の目的）

第一条　この規定は当組合職員が服務規定に違反した場合の懲戒の手続および効果その他懲戒に関し規定することを目的とする

（懲戒の種類）

第二条　理事長は職員が服務規定に違反した場合は、情状により次の懲戒をなすものとする

戒告、減給、停職または免職

前項の懲戒は職員分限委員会（仮称）の議を経て、その旨を記載した書面を当該職員に交付してなされねばならない

（減給の効果）

第三条　減給は一日以上六ヵ月以下の範囲で給料の五分の一以下を減ずるものとする

（停職の効果）

第四条　停職の期間は一月以上六ヵ月以下とする

①停職者はその職を保有するが職務し従事しない

②停職者は停職の期間中いかなる給与も支給しない

（刑事事件継続中の懲戒）

第五条　懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属する間においても、理事長は同一事件に付て適宜に懲戒手続を進めることができる

（退職手当の支給除外）

第六条　この規定により免職された者の退職手当は支給しない

第七条　この規定の実施に関し、必要な事項は理事会の承認を経て理事長が定める

総括原価方式で適正料金を

東浴経営研究会

6会場で講習会を開く

○…業者にとって死活問題となっている入浴料金の新しい算出方法として、東京都の入浴料金協議会の中立委員（学識者）による〝総括原価方式〟が四十三年度から適用されている。しかし現状はルールがさきに決まって実務（実際の経理）の方が総括原価方式に適応したやりかたで処理されていない、といった状態。そこで東浴の経営研究会では「総括原価に見合う経理方式に統一して、適正な料金原価を算出しよう」―と、都内業者を六ブロックにわけ、延べ六会場で都立大講師池田昭義氏を招いての講習会を開催、その趣旨と内容の普及をはかった。

○…いままでは入浴料金値上げに際し〝四〇円だ〟〝五〇円だ〟といったところで、しょせんはいわばヤマカン式で、とても消費者（利用者）を納得させるだけの根拠はない。しかしこの総括原価方式に基づいて処理していけば、業者が切望する適正な料金がはじきだされるわけで、それだけにこの講習会はどこの会場も満員の盛況で、質疑にも自然と熱が入っていた。

○…こんごは各自がこの総括原価方式によって適正な料金を算出していくが、一人でも怠ければ新料金の採用もおくれ他に迷惑をかけることにもなる。まさに足並みを揃え真剣に取組むべき問題である。（写真は講習会＝東浴ビルで）

厚生省環境衛生課人事移動

【課長】

（新）三浦英夫（環衛公庫業務部長から）

（旧）赤穴　博氏は病気療養

【課長補佐】

（新）川崎幸雄（福岡県社会課長から）

（旧）樋川　和（大阪府婦人児童課長へ）

【主査】

（新）浅野栖悦（保険局国保課から）

（旧）沢井　章（統計局調査係長へ）

（新）炭谷　茂（大臣官房人事課から）

（旧）福田孝雄（大臣官房管理課へ）

（新）溝内興次（食品衛生課から）

（旧）宮上勝義（精神衛生課へ）

税理士招き協力を要請

8月11日本部で

東京都入浴料金協議会は、従来の支出原価方式に代わって、総括原価方式により毎年一回原価計算を行なったうえで、料金を決定することになったが、これにともないわれわれ業者も統一した企業経理を実行することが求められている。そこで東浴では各業者の経理を担当している税理士諸氏を招き八月十一日本部で今後の指導と協力を要請したが、とくに入浴料金協議会委員池田昭義氏（都立大学講師）から新方式を説明し、懇談した。

なお、この懇談会は五日間にわたり五百名を招いて五カ所で行なわれた。

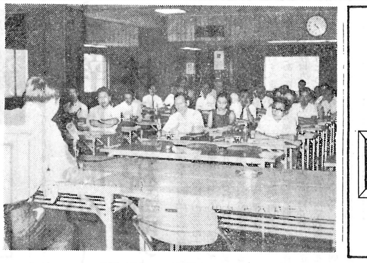

環衛公庫融資に万全

審査委員九氏決まる

東浴組合は環境衛生金融公庫からの融資活用を推進するため融資審査委員会を設けて目的の達成につとめてきたが、四十四年度委員には次の九氏が決まった。

なお、六月分の貸付決定は十件、三千九百三万円（借入れ申込十件、三千九百八十四万円）七月の審査は六件、四千九百六十九万円である。毎月十日、二十四日の二回にわたって審査が行なわれるが、書類申込みは審査日の三日前までになっている。

◇学識者委員

太田健一（東京都経済局工業助成課貸付第四係長）

◇業者委員

小林光男（常務理事）小出信吉（同）岸浪清七（理事）川上知之（同）舘鼻忠義（同）坂詰吉太郎（同）更科幸作（同）小島倉平（同）

東浴八月の行事

四日　定例評議員会

五日　城北ブロック講習会（三菱銀行池袋支店）

六日　城南ブロック講習会（品川浴場会館）

七日　三多摩ブロック講習会（勧銀立川支店）

九日　執行部会

十一日　税理士説明会・環衛公庫融資審査委員会

十五日　監査・税理士説明会

十六日　執行部会・税理士説明会

十九日　税理士説明会

二十二日　税理士説明会

二十三日　執行部会

二十五日　環衛公康融資審査委員会

二十九日　定例理事会

九月の予定

一日　定例評議員会

六日　執行部会

十日　環衛公庫融資審査委員会

十六日　法律相談

二十四日　環衛公庫融資審査委員会・広告委員会

基本カードの回収進む

100％の回収期して

東京都は公衆浴場入浴料金の算定について、入浴料金協議会の結論にもとづき、総括原価方式を採用して毎年一回原価計算を行ない料金を決定することになったが、その基礎資料として下表の基本カードを全浴場に配布した。東浴もこれに協力し、基本カード作成について指導しているが、標準浴場を選定するための重要な資料となるので一〇〇％の回収を期しており、すでにぞくぞくと組合に集まっている。

東京都普通公衆浴場基本カード

区市郡					
浴場名		営業者名（法人の場合は法人名及代表者名）	TEL（　）		
所在地	区市郡　町村　丁目　番番号　号	管轄保健所名	保健所		
立地条件	環境	a住宅街・b商店街・c工場街・dその他（ア歓楽街・イ事務所地区・ウ農村地区）	隣接湯との距離	約　m	
	自家風呂保有率	周囲200m以内における自家風呂の普及程度　約　％位			
	近くに最近廃業した浴場の有無	有（浴場名　・廃業年月　年　月・浴場跡地の状態　）・無			
開業年月	a明治 b大正 c昭和　年　月	営業時間	開店　午前・後　時 閉店　午後・後　時	本支店の別	支店数　本店（　）・支店（　）　本店名　区市郡　町）

経営及び会計							
兼業の有無（浴場内商品販売を除く）	有（事業名　）・無		浴場収入以外の収入がある場合の収入比率（合計100％）	入浴料金収入　％・他事業収入　％・浴場内商品売上収入　％			
浴場会計と他事業会計の区別	有・無	本店勘定と支店勘定の区別	有・無	税の申告	青色・白色	決算月	月

入浴料金収入	期間	41年1月～12月	42年1月～12月	43年1月～12月		
	年間収入	円	円	円		
	最高の月	月　円	月　円	月　円		
	営業日数	年間　日 月平均　日	年間　日 月平均　日	年間　日 月平均　日		
	備考	A　年間営業した B　一時休業した	A　年間営業した B　一時休業した	A　年間営業した B　一時休業した		

施設							
土地	自己所有	㎡（　坪）				浴場経営多様化のための用地 有　無	有　㎡ （　坪） 無
	借地	㎡（　坪）・借地料　月　円					
	部分所有	自己所有　㎡（　坪）・借地　㎡（　坪）・借地料　月　円					
建物	建坪	構造	所有区分	建築年月	大改造年月	借家料	
	㎡ （　坪）	a木造・bモルタル cブロック・d鉄筋	a自己所有 b借家 c部分所有	年　月	（休業届によるもの） 年　月	月　円 a家屋・b設備含む	

主な設備	脱衣室面積	㎡（　坪）	牛乳販売部分　㎡（　坪） その他販売ケース部分　㎡（　坪）	従業員	常用傭人	人（男　人・女　人）	
					家族専従者	人（男　人・女　人）	
					計	人（男　人・女　人）	
	浴室面積	㎡（　坪）	浴槽面積　㎡（坪）		臨時傭人	44年3月中　延　人（1人平均　1日　時間）	
	沪過器	有・無	カラン数（湯栓・水栓の合計）　男湯　コ　女湯　コ　シャワー（男湯・女湯の合計）　コ	用水	用水	①上水道・②井戸・③上水井戸併用	排水　下水道使用・下水道不使用
					燃料	①重油・②雑燃・③石炭・④石炭重油併用⑤石炭雑燃併用・⑥重油雑燃併用⑦重油石炭雑燃併用	

水林豊作氏急逝す

東浴信用組合理事　水林豊作氏は六月下旬から、新宿の女子大病院に入院療養中のところ、肺炎にて七月十三日午后五時四五分ついに死去した。六十三才。業界の各層からその活躍ぶりやそのひととなりから急逝が惜しまれている。

文京区議会議長、元全浴会長染谷盛一氏とは縁戚関係にあり、設楽弁護士は女婿に当る。

氏は戦後とくに実力を発揮し、円満な社交性と業界での政治力は抜群だった。葬儀は委員長に染谷盛一氏が当り友人、香川四郎氏、水島信氏をはじめ三組合の役員が名をつらね盛儀をきわめた。

杉森増太郎氏（元東浴理事、元港区議会議員）八月五日、心不全肺炎のため慈恵大病院で死去。六十八歳、昭和二十六年五月港区議会議員に当選以後三期当選。

海藤二郎氏（元堀切組合長）ウッ血性心不全、肺炎のため下谷病院にて七月十四日死去。五十六歳。

沢味才吉氏（元碑文谷組合長）七月十四日、目黒信用組合にて階段降下中転落し後頭部を強打、直ちに目黒病院に入院、加療したが頭蓋骨折のため七月十八日死去。六十五歳。

創業六十年の伝統と信用
浴場鏡専門店
アフターサービス
、在庫豊富
株式会社　川口鏡店
東京都文京区本駒込4－39－4
電話（821）6226・3874

鋳止剤の専門メーカー　聖（ひぢり）化学　発売
!!赤サビ湯を消す!!
研究を重ねた安全無害の新型赤サビ消去剤　使って頂けば判ります！
赤サビ湯を活かす　鉄釜用……ボイラークラフト（一斗缶入）二、五〇〇円　三、〇〇〇円　三、五〇〇円　鉄釜へ投入するだけで赤サビ湯が透明になり釜が強くなる
五分間でパッと真白に　浴槽用……ネオホワイト（丸缶入　結晶）一、〇〇〇円　一、三〇〇円　赤サビ湯を浴槽内で瞬間に素晴らしく清澄にします
一日中底まで透きとおる　浄化剤……ゼット（粉末）（60袋箱入　粉末）一、五〇〇円　一、七〇〇円　二、〇〇〇円　湯中の垢・脂肪を分解殺菌して仕舞風呂まで透明です
驚く程タイルの汚れを落とす　化学洗剤……ミネライト　5kg木箱入　一、〇〇〇円　洗浄力三倍―経費1/3
御一報次第詳細御案内申し上げます
製造発売元　聖（ひぢり）化学工業株式会社
本社　大阪・堺局区内北条町一丁目三五番地　電話大阪（〇七二二）七八―〇七三五・〇六三三箕面三三〇〇

使うほど値打ちのでてくる　クラウン型カラン
意匠登録第244478号
百聞は一見にしかず!!
一度クラウン型カランの使用状況を御覧下さい。すべてに御満足いただけます
全国のバルブ商・浴場工事店にて取扱って居ります
品切れの際は本社宛御照会下さい
◆体裁優美　◆構造堅牢　◆耐久力大
株式会社川崎バルブ製作所　本社　東京都品川区平塚3丁目1－9　電話　東京　783-9231㈹　781-3640
新丸子工場　川崎市新丸子東3丁目1178番地　電話中原（0447）3-4358代表
日本バルブ工業会・日本シェルモールド協会・会員

貴重品は番台へお預け下さい―の時代は去りました!!
盗難保険付　絶対安全
10円投入式　貴重品ロッカー　超小型
外形寸法：高さ70cm×幅22.5cm×奥行14cm
特徴
1.安田火災海上保険㈱と業務提携による、ロッカーに入れた内容物を保証する盗難保険がついて居ります。
2.特殊錠を使用しているので絶対安全
3.番台の仕事が楽になります。
4.確実に売上げが増えます。
5.原価消却が非常に早い。
6.お客様が安心して風呂へ入れます。
7.非常に小型ですので番台の脇とか何処でも簡単に取付けられます。
8.操作が簡単、10円を投入して始めてカギがかけられ、10円投入しなければカキはかけられません。従ってカギは抜けません。
他製品　自動ヘヤードライヤー……10円投入式ドライヤー
貸ロッカー……お客様の洗面用具を1ヵ月わずか100円で預るロッカー
吉江興産株式会社
東京都中野区新井5丁目23番6号（〒165）
TEL（386）4494・（387）0302

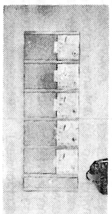

浴剤を以って30年の専門メーカーです
四季好適の緑の温泉　強力グリン
3キロ缶1本　定価金　2,000円也
〃　浴場特価金　1,500円也
〃　6本入木箱入…大特価金　6,000円也
初めにのれん、看板、サービス　運賃と代引料は別
北海道ウトロ岳産硫泉と漢方を特殊配合した
ウトロ白乳泉浴剤
木箱入1個　金3,700円也　代割料と運送は別
初めに効能看板1個のれん1個を添付します
完全脱臭　タンソ　ボール函入　10キロ入　金1,500円
―― これはあらゆる湯水の悪臭をとる ――
薬田人参、川芎、蒼述など16種の漢方を以って色と、香りと、抜群の効能ある
純漢方人参実母散浴剤
大箱徳用6キロ入り3袋18キロ箱入　金4,800円也
小袋450グラム入30袋1箱　金4,000円也
運賃と代割料は別
初めに内看板とのれんをサービスいたします。
製薬本舗有限会会社丹生堂　東京浴剤本舗
東京都世田谷区世田谷3～6～10
電話　東京（429）6012番

《つねに自信をもっておすすめできる》
浴場界のトップ・メーカー　ツルカメ　がおくる!!
フロ焚きから湯加減まですべて自動化！
自動制御装置
本装置は浴場用として特に設計・製作したもので弊社独特のものであります。
一般に電磁弁のように，小さなゴミ等ですぐ故障するといったことが全然ありません。
配管も簡単で設備費が安価です。
廃湯温水器

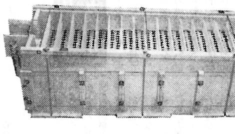

濾過機

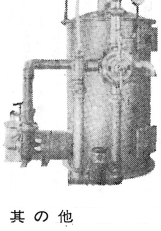

風呂釜

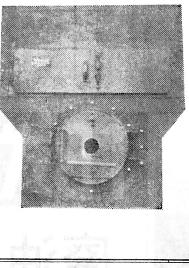

其の他
脱衣箱・下駄箱
廻転伸縮式傘立
東浴型浴槽気泡発生機
天井扇風機
バーナー・錠前
浴場備品一式
鶴亀温水器工業株式会社
本社　大阪市天王寺区寺田町214　電話　大阪（771）5300・5391～4・5126・9991
《東京支店営業品目》
風呂釜　錠前　カラン
タンク　傘立　シャワー
温水器　脱衣箱　腰掛
バーナー　下駄箱　其他備品一切
さびどめ　温度計　新改築工事
オゾン温水装置　扇風機　設備配管工事
ソロバン
鶴亀温水器工業株式会社
東京支店
東京都北区東田端1－4　TEL（894）0580・0381
工場　川口市領塚3052　TEL（22）3869・4174・4894

公衆浴場の現状と展望

〝定型化〟から脱皮の時期

当面する三つの課題

全国環境衛生同業組合中央会はこのほど四十三年度の「環営業の経営に関する調査研究報告書」を作成した。この報告書は桃山学院大学経済学部長竹内正己氏が担当したものであるが、そのなかから公衆浴場部門をとりあげ、全文を紹介することにした。ここには経営の現状分析、現在当面している問題点がきわめて鮮明に指摘されており、きびしい条件のもとで近代企業として発展していくためにはどのような道を進むべきかについて指標をあたえている。将来の経営のための貴重な教示として、報告書が解明している諸点を十分に読みとってほしいものである。

七大都市　大きな格差　地方

利用者減少化

公衆[illegible]第一は[illegible]の増加[illegible]全国的[illegible]は、諸物価の上昇、労賃の上昇、上下水[illegible]値上げという状態下にあるが、いまなお料金が「物統令」にしばられているため、諸物価の上昇、コストアップにかかわらず、料金が即座に対応できないでいることである。第三には、サウナやトルコなど特殊浴場が、公衆浴場業資本以外の分野から進出している例が多いけれども、公衆浴場利用者数の限界からみて、特殊浴場を積極的に取り入れざるをえない状態になってきている。そのことはまた、需要の高級化・多様化に対応し、さらに積極的に高級需要を開拓するなど、従来の定型化された浴場経営形態を変化させる契機ともなるものとして、注目されるところである。

したがって、当面以上のような諸問題の追究が第一に行なわれるべきであるが、たまたま最近になって厚生省から「入浴料金の物統令からの適用除外の構想」が業界へ打診されてきたことによって、この問題がにわかにクローズアップされるようになっている。いう[illegible]「物統令」からの適用除外構想の評価とその過程を分析してみたものである。ここでは業界内部における矛盾と対立の存在を指摘し、また対立は「物統令」と適正配置＝距離制限規定をめぐる誤解にあること、「物統令」と適正配置とは直接的関係のないことが、当然ながら明らかにされている。

次いで、厚生省調査による全国実態調査から、経営組織と規模、従業者の状態、金融機関からの借入れ状態等を抽出し、近年におけ[illegible]経営実態をみると、ここでは、[illegible]市と地方とではいちじるしい経営格差の存在することが、かなりはっきり示されている。

次[illegible]第三番目では、公衆浴場[illegible]る合理化、近代化の考え[illegible]かにせんとしたものである。はじめに指摘したように、この業界では入浴利用者数の減少化傾向が全国的となっており、したがって利用客数の減少をいかに喰い止めるか、需要を喚起して斜陽化をいかに防止するかが経営合理化、近代化を考えるに当っての最大の問題点となるわけである。しかしながら、利用客数の減少といっても、その原因や現われ方、都市と地方、立地条件によって必ずしも一様でないと考えられるが、このような需要供給の量的、質的な実情が適確に把握されていないことを考えると、合理化や近代化のより適確な方策を見付け出すことが容易でないので、まず何よりもそれぞれの地域毎で市場調査が行なわれ、需要者が欲するものは何にか、今後の需要量がどれほどであるかなどが把握できうる資料の整備を具体的に提案している。要するに、公衆浴場業においても市場調査が必要であることの意義を明らかにし、その考えられる内容と方法を紹介したものである。

最後に、合理化・近代化の前提と問題点が指摘されるのであるがまず第一に「需要者は何を望んでいるか」、この命題こそ今後の公衆浴場経営の発展のために解明されるべき問題であることが提起され、従来のように「作れば売れる」のではなくて「売れるように作る」体制へ経営を切替える必要性が指摘されている。経営の合理化、近代化というものが、一般の生産部門のそれとくらべてかなり違った形態にあることが分析され結局公衆浴場業における経営の合理化、近代化というものは、経営多角化の形態をとらざるをえないことの根拠が明らかにされている。今後予想される都市構造や社会構造の変化に対応して、本来の公衆浴場業の形態も当然変化せざるをえないにしても、決して消滅してしまうものでないこと、それには今後の都市計画なり住宅計画の進行と併行せざるをえないから今後は政治的要素の比重が増すことが予想されるだけに、そこで同業組合がその組織力とリーダーシップによって解決していくべきことが結論として導きだされているのである。

最近における経営実態

□低生産性続く□

公衆浴場業の全国的な経営実態を知る資料としては、最近では昭和四一年三月一日現在で行なわれた厚生省の実態調査がある。同調査は、全国の公衆浴場から抽出した施設を対象にして行われたもので、集計数は一、〇三二施設である。同調査結果は以下にみられるとおり、経営規模においても、更従業者の雇用形態においてもまたにはまた金融機関からの借入れにおいても、七大都市と地方とではそれぞれかなりの相違点のみられることが特徴となっており、このような僅かな調査結果からでさえ大都市と地方とで、著しい経営格差の存在することをかなりはっきりと示唆しているのである。さきにみたように、全浴全国代表者会議における地方代表の中で、かなり意識のズレを思わず発言のあった背景は、地方にありがちな経営環境の保守性と同時に、都市との経営格差の存在を改めて認識せられずにはいられないのであり、そのような意味からも、厚生省の調査結果は業界事情を推測するうえにとって貴重な資料である。以下その要点を簡単にふれておこう。

（1）経営組織と規模

まず経営組織の区分からみると全体では個人経営が七五、九%、会社経営が二三、四%、その他が〇、八%で、浴場業界は個人経営が圧倒的に多い。これを地方別にみると、個人経営の割合いは七大都市では五四、四%であるが、一〇万以上の市で七四、一%、一〇万未満の市で九一、二%、町村では九二、四%となっているように地方へ行くほど個人経営がきわめて多くなっており、逆に都市ほど会社経営のものが多いというように、このような経営組織においても、都市と地方とではきわ立った相違をみせている。

第1表　経営組織

	総数	個人	会社	その他
総数	100	75.9	23.4	0.8
七大都市	100	54.4	44.9	0.7
10万以上の市	100	74.1	25.0	0.9
10万未満の市	100	91.2	8.8	—

経営規模を浴室面積別にみると全国的に五〇〜九九㎡のものが六二、四%を占め、もっとも多い。七大都市では七〇㎡以上のものが六三%と地方にくらべて浴室面積の大きいものの割合いが高いが、地方では四九㎡までという小規模のもののほうが五〇〜六〇%を占めており、七大都市と地方都市町村との人口差の存在が浴場利用人員差ともなって現われることが、これらの数字は示唆しているといえよう。

第2表　浴室面積別

	総数	30㎡未満	30〜49㎡	50〜69㎡	70〜99㎡	100㎡以上
総数	100	4.9	27.7	32.4	30.0	4.9
七大都市	100	—	6.7	30.4	53.4	9.5
10万以上の市	100	1.2	22.8	42.4	29.0	4.6
10万未満の市	100	6.8	44.8	26.8	18.8	2.8
町村	100	17.5	46.8	24.6	9.9	1.2

次に月間水揚高別にみると、全体では一〇万円〜二〇万円未満のものが三三・一%でもっとも多い。このクラスを中心に一〇万円未満のものが九・五%、二〇万円以上のものが二七・三%とそれぞれほぼ三づつを占めている。これを地方別にみると、七大都市と地方とでは著しい格差が生じている。すなわち、七大都市では水揚のもっとも多いクラスが三〇万円〜四〇万円で四八・四%と平数近くを占めているのに対し、一〇万人以上の市では一〇万円〜二〇万円のクラスが五二・九%、一〇万人未満の市と町村では五万円〜一〇万円のクラスが三九%とそれぞれもっとも多く、七大都市にくらべて一ないし二クラスも水揚水準が低くなっており、特に町村では三万円未満という信じかたいほど水揚げの少ないものが一三・四%もみられるのは、きわめて注目されよう。例えば、これを一日当りとすると一、〇〇〇円ということであるから、事実とすれば経営として存立することに疑問をもたざるをえない。総理府統計局の昭和四十一年度個人企業経済調査によれば浴場業の全都市平均売上高は二、二四八、九五四円、月平均に換算すると一八七、四一二円となり、今回の調査で一〇万円〜二〇万円クラスのものがもっとも多かったこととくらべて、一応妥当する結果といえよう。

第3表　月間水揚高

月間水揚高別＼人口階級別	総数	七大都市	10万以上の市	10万未満の市	町村
総数	100.	100	100	100	100
10,000円 未満	0.5	—	—	0.4	2.3
10,000 〜 29,999	2.7	—	1.2	2.0	11.1
30,000 〜 49,999	6.3	—	2.4	8.5	21.1
50,000 〜 99,999	20.0	1.1	11.9	39.1	38.6
100,000 〜199,999	33.1	11.7	52.9	37.9	23.4
200,000 〜299,999	17.9	33.5	19.6	8.5	2.9
300,000 〜499,999	18.0	48.4	11.9	3.6	0.6
500,000円 以上	1.4	5.0	—	—	—
不詳	0.1	0.4	—	—	—

これを同類対個人サービス関係業種とくらべると、一企業当りの売上高では四業種中もっとも公衆浴場業が高くなっている。しかし従業者一人当りでみるとクリーニング業五一、七五五円、旅館業の五〇、九七七円に次いで公衆浴場業は五〇、九二七円で三位であるつまり、公衆浴場業は対個人サービス業の中で一人当り生産性の低い業種ということを示している。

第4表　対個人サービス業の月平均売上高（41年全都市）

	月平均売上高	平均従業者数	従業者1人当り平均月売上高
公衆浴場	187,412円	3.68人	50,927円
旅館	148,852円	2.92人	50,977円
クリーニング	165,098円	3.19人	51,755円
理・美容業	104,155円	3.05人	34,149円

（二）従業者の状態

はじめに、従業者の従業上の地位別分類からみてみると、全体では業主およびその家族が五二・七%、雇用者（臨時を含む）が四七・四%で、業主、家族と雇用者とはほぼ半々で構成されている。つまり、家族従業者の役割のきわめて高いことを示しているのであるが、これは今後賃金控除を認めさせるよう要求資料として、税務対策を考えるに当たって重要な意味をもっている。

第5表　従業者の従業上の地位別構成

	総数	個人業主	家族従業者	会社等有給役員	常用勤労者	臨時日雇労働者
総数	100	17.5	25.8	9.4	43.8	3.6
七大都市	100	10.0	14.9	15.5	56.3	3.3
10万以上の市	100	16.7	25.8	9.7	44.1	3.7
10万未満の市	100	24.5	34.7	2.7	33.8	4.3
町村	100	29.8	42.2	1.8	23.2	3.0

次に、常用雇用者の年令構成をみると、二十〜二十九才台の二四・六%をピークに、三十才台と四十才台とでは一九・三〜一九・四%とほぼ同率となっており、これ以上の年令層になると五十才台一七・二%、六十才以上一一・五%というように少くなっている。また二十才未満のものでは七・九%で、もっとも少ない。これは近年における若年労働力の全般的不足や、公衆浴場業の特性を考えると、当然であるといえよう。これを地方別にみると、七大都市では二〇才未満と二〇才台とを合わせて四八・二%と若い年令層に集中がみられるのに対し、地方では逆に四〇才台以上の中高年令層の比重が五六〜六九%と高く、この業界においても大都市ほど若年労働力の吸引力の強いことを示している。

常用雇用者の勤続年数別では、全体で三〜四年というものが二三・九%でもっとも多く、男女ともに同様の構成となっている。このクラスをピークに、勤続年数五年以上の長いものは三八・五%、二年までの短いものが三七・五%という構成である。つまり、常用雇用者の勤続年数は、全国的にみても四年までという短かいものが六割を占めているということであるが、七大都市ではその他の地方にくらべると五年以上の勤続者の占める比重がやや低くなっている。このように、雇用従業者の勤続年数が全国的にみても短かいというウラには、年間に相当数の移動のあることが想像されるのである。

次に常用雇用者の賃金をみると全体（調査人員一、八八八名）の総平均は一九、七九一円で、このうち通勤者は一六、〇〇九円、住込みは二二、四四一円となっている。地方別では、七大都市の場合は総平均二三、五五五円であるがその他の地方では一六、三五〇円〜一六、九二九円となっており、七大都市との間に約三〇%の格差が生じている。なお、通勤・住込み共に食事等現物支給がなされているので、実質賃金はこれよりかなり上回るとみて差支えないであろうが、それでも世間並みとはいえない低い水準にある。

（三）金融機関からの借入れ状況

回答五五三企業では、調査時点現在で平均一、一五〇千円の借入金残高をもっていることがわかった。この借入金残高は、月間平均水揚げを二〇万円とするとほぼ六ヵ月分に相当する額となる。借入れ先別にみると信用金庫、信用組合からが五二九千円でもっとも多く四六%を占めており、以下政府関係金融機関からが二二八千円一九・八%、銀行からが一九七千円一七・一%、都道府県の近代化資金等合わせて六五千円五・六%、その他からが一三三千円一一・五%の順になっている。地方別にみると、七大都市では平均一、七〇九千円の借入金残高があるのに対し、一〇万以上の市で一、一四一千円、一〇万未満の市で七六六千円、町村では六六一千円というように地方ほど残高が少なく、もっとも少ない町村の平均残高と大都市とでは二・六倍もの差がみられるのであるが、これは先にみられた経営規模の格差が借入金の場合にも存在していることを示すものであろう。借入れ先では、都市地方を問わず、信用金庫、信用組合からが何れももっとも多いことは変らないが、借入れ割合いでは七大都市の場合五二・四%と半数を占めているように、借入れに当って信用金庫、信用組合への依存の強いことが知られるのである。

次に借入れ金の使途をみると、全体では「更新」という答えが五六・六%と過半数を占め、これに次いで「新設」が二四・一%「建物」が一八・〇%、「その他」が一六・二%、「増設」が一五・四%の順になっており、全国的にも建物や設備の更新のための借入れがもっとも多いことを示しているまた地方ほど「更新」の割合いが高いが、「増設」では都市ほど高いなど、都市と地方とでは借入金の使途がかなり相違しているようであるが、それはまた経営のあり方が都市と地方とで差があることの現われとみてよいようである。

なお、全国的にみても「更新」のための借入れが多いということはこの業界では減価償却が十分に行なわれていないのではないかと思われるので、この点は更に検討されるべき問題といえよう。

適正配置とからむ

物統令適用除外めぐる諸問題

公衆浴場業経営のあり方と展望を試みるに当っては、最近厚生省から業界に打診してきたといわれる「入浴料金の物統令からの適用除外の構想」が、今後どういうふうに進展するかといった、きわめて当面する問題の検討から始める必要がでてきた。すなわち、入浴料金が物統令の適用下におかれていたということは、ある意味で経営の自由が制限されていたといえるのであり、これが適用除外となれば、経営の自由が真に確立することになる。入浴料金の決定には物統令の適用以前から警察の干渉と介入の歴史をもっており、業者自身による料金決定権の確立こそ業界の多年の宿願であっただけに、今回の物統令からの適用除外の意義はきわめて大きいものがあるといえる。したがって、公衆浴場業の今後の経営のあり方におよぼす影響も多大となってくることが予想されるので、そこで、順序として入浴料金の物統令からの適用除外構想の評価とその経過をふり返ってみておこう。

（1）問題の経過

昭和四十三年十月二十八日、全浴全国代表者会議が京都で開かれた際、「去る九月十三日厚生省側から物統令の廃止について検討しているが、公衆浴場の態勢はどうか、これについて統一意見をまとめてほしい」という諮問がなされた由の報告が行なわれ、多年業界の主張であった物統令からの適用除外の問題が、現実の問題となってきたことを示す最初の公式な発言であった。当日の会議の模様を伝えた報道によると、地方県の代表ほどいまさら物統令の適用除外がなされるというのは情けない態度で納得できぬから反対である、という感情論的意見が多く見受けられ、このため当日の会議では結論を出すまでにいたらなかったといわれる。このような反対論に接すると、業界の従来の主張とはおよそ矛盾するため、いささか奇異の感を免れがたいが、しかし、これには十分根拠のあることに気付くのである。すなわち、過去何回かの入浴料金改定要求に際しては、行政当局からきまった距離制限を外すことが引換えに出されたといわれており、したがって今回の場合も距離制限の撤廃という条件がかくされていないだろうかといった疑惑にもとづいていることが考えられるからである。つまり行政当局に対するこれら業者側の不信感が根強く存在し、今ごろになって物統令問題を〝むこうから〟持ち出してきた真意をはかりかねて、とまどっている結果がこういった形で現われているのではないかとも考えられるのである。

したがって、差し当りは連合会の努力によって地方業者の意識を高める方策が急務であるが、それと併行して物統令の成立事情とその経過、現行公衆浴場法との関連を周知させることも大切であろう。さらに重要なことは、今回入浴料金を物統令の適用から除外するとした厚生省側の真意が明らかにされる必要のあることであり、それによって業者のもつ不信感を取り除き、行政運営の円滑化がはかれるよう対策が講じられねばならないであろう。

入浴料金の物統令からの適用除外という〝サイ〟が行政当局側からふられたのは事実であり、おそらくこれが実現するのも時間の問題と考えられよう。したがって、業界の当面の課題は、これが実現した場合以降の対策におかれることはいうまでもない。例えば二〜三年前から業界自からによって作業の進められた「公衆浴場業法案」も、その意味できわめて注目されるべき労作である。これが実現するため、全業界の力の結果が望まれるのである。

（二）「物統令」と適正配置の問題

ところで、前記の代表会議の席上では、「物統令の適用除外は付随的に適正配置の廃止に動く可能性が強いから、物統令の廃止には反対したい」という意見が福井県山口県、鳥取県、徳島県等の地方県から出されたことは、経営基盤の上で都市と地方との格差がありそれが経営感覚の上にまで反映されていることが注目されるのである。しかし、このような理由の反対では、広く説得力をもたない恐れのあることが感じられる。すなわち、従来〝物統令廃止〟を主張していながら、いまさら反対するのは納得いかぬといった第三者側の感情論は別としても、物統令の適用が苛酷な料金を強制していた一面には、入浴料金決定の権限が府県知事に委任されるようになったのは昭和三十八年八月以降のことであり、それ以前は厚生省が行なっていたこと、東京での値上げ幅と時点や方法が慣例的に他府県の手本となっていたこと、入浴料金は府県毎に差違があるが、それを決定する方法は次官通達と環境衛生局長通知（三十九年八月）によって全国一律であること等の事実と、料金水準は全国的平準化傾向にあることを根拠にして、地方県で今更反対しているけれども、地方都市に比例して相対的に有利に作用していたのではないかという反論がでてこよう。もっとも現実には、都市と地方では入浴利用人員数の差によって収益差が存在していることは否定しえないが、適正配置の廃止が新規開業の増加を通じて競争激化が予想されるという裏面には、地方なりの収益性のあることを示しているのではないかという反発をうけないためにも、地方県においてもあえて「廃止反対」を唱えず、むしろ「即時廃止」にむかって一致した行動をとるべきではないかと考えられるのである。

いうまでもないことであるが、物統令と公衆浴場法との関係は、入浴料金の決定に際してのみ物統令の規制をうけるだけに止まり、経済立法としての物統令と衛生立法としての公衆浴場法とは、法体系的にも何等の関連性もないのである。公衆浴場法第二条によれば都道府県知事は公衆浴場の設置の場所、もしくはその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるとき、またはその設置場所が配置の適正を欠くと認めるときは、許可を与えないことができること、設置の場所の配置の基準については都道府県が条例でこれを定めるとある（第二条二項、三項）。この条項が通常「適正配置」と呼ばれこれに基づく都道府県条例で、設置場所の距離規定が設けられており、これが通常「距離制限」と呼ばれているものである。これ以外のいかなる法令も、公衆浴場の距離制限を規制するものは存在しないのである。かつて、この「距離制限」については職業選択の自由を不当に制限するものとして、憲法違反であるという訴訟がなされたが、これに対して最高裁では、「公衆浴場は、多数の国民の日常生活に必要欠くべからざる、多分に公共性を伴う厚生施設である。そして、もしその設立を業者の自由にまかせて、なんらその偏在乱立を防止する等その配置の適正を保つために必要な措置が講ぜられないときは、その偏在により、多数の国民が日常容易に公衆浴場を利用しようとする場合に不便を来たすおそれなきを保しがたく、また、その乱立により、浴場経営に無用の競争を生じその経営を経済的に不合理ならしめ、ひいて浴場の衛生設備の低下等好ましからざる影響を来たすおそれなきを保しがたい。このようなことは、上記公衆浴場の性質に鑑み、国民保健及び環境衛生の上から、出来る限り防止することが望ましいことであり、したがって、公衆浴場の設置場所が配置の適正を欠き、その偏在乱立を来たすに至るがごときことは、公共の福祉に反するものであって、この理由により公衆浴場の許可を与えないことができる旨の規定を設けることは、憲法二二条に違反するものとは認められない（最高裁昭和三十年一月二十六日大法廷判決）」と判決を下している。したがって、一部の人によって〝信じられている〟といわれる、「入浴料金が物統令の適用をうけることの代償として距離制限が設けられているのだ」という解釈は全く誤解にもとづくものであって少なくともその根拠はどこにも見当らない。

旭安全
カミソリ

浴場用具一式
製造販売
地球束子
製造販売
営業品目
藤籠竹籠・子供寝台・桶各種
足拭・束子・刷子・槇肌・肌打
磨砂・クレンザー粉石鹸
駒形屋商店
東京都墨田区墨田一丁目一番十六号
電話（611）7323番（612）6953番
振替口座　東京　74113番

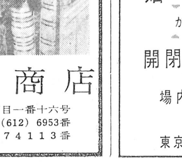

発売開始　あみ付　発売開始
かご錠
かごにあみがついて、鍵がかかります。
開閉簡単　叩いても重ねても　大丈夫です
場内が明るくなるカラーのあみです
橋本鉄工所
東京都保谷市中町4−3　☎0424（63）7350

新しい時代の18.8ステンレス製
MK式
◈ソロバンレール
◈引（アルミ）戸
◈下水枠
◈下水蓋
（プラスチック製
明るく
強く・軽く
美しい
東京　松島商店　神田
千代田区神田佐久間町3−38　TEL（861）8681㈹

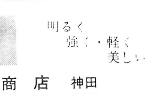

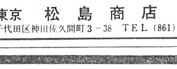

お湯は赤くなりませんか!?
《錆止メ・カナケ止メ》
鉄釜用キレー（粉末）
営業終了后に釜の中に投入、赤味は消滅
《タイル洗滌剤》
ホワイト・タイガー（液体）
コスラズにパッと取れる、石けん、砂不要
《浴槽清澄剤》
浴槽用ネオ・イビット（結晶）
浴槽内の湯に投入、短時間に赤味は解消
《浴槽浄化剤》
ネオ・ピース（粉末）
浴槽内に投入、湯垢は消滅
◎専売特許《耐熱防錆塗料・鉄釜防蝕》
ケッセル
ボイラーペイント（黒色）
鉄釜の内部に塗装、短時間に乾燥
古い伝統をもつ錆止めの専門メーカー　熱研式キレー粉元祖
製造発売元　日本熱研工業株式会社
本社　大阪市浪速区稲荷町2丁目938番地
TEL.（561）4988・4989
支社・代理店・営業所　富山・久留米・高松・名古屋・京都

metos Sauna サウナ風呂
●メスト社はサウナに気分よく入浴させる研究と実験を、120年間たえまなく続けている。
●何年使用しても故障がなく、四重の安全装置がついているため、安全性がきわめて高い。
●精度の高い自動コントロール装置が働き、維持費に無駄がない。
●先進国8カ国の国家機関が、メトスストーブの性能、安全性を保証している。
●サウナ室内に、ソフトで、まろやかな温度の段層をつくる。
●サウナ室内に、イオンを発散させる。
●世界中のサウナの80%は、メトスストーブが使われている。
●フィンランド・メトス社から、34カ国に輸出されている。
製造元　フィンランド・ヘルシンキ　極東総代理店
metos　中山産業株式会社
東京都中央区銀座東3−1（中山ビル）（542）0331
名古屋市中区錦1−14−4（松岡ビル）（211）5961

永久腰かけ
構造＝厚さ0.5㎜の硬質樹脂板20枚を1枚に溶着
驚異的に強く。美しく。手入れはらくです
営業用として東京・大阪の全浴場で御愛用下さり、知らぬ方なしと申して過言でない逸品であります。
製造元　池島製作所
大阪市生野区林寺町3丁目235
TEL　大阪（716）6489
普通型　巾150×高サ160×横巾285㎜
小型　巾130×高サ135×横巾250㎜
その他トルコ用の超大型品もあります。
表みどり色
裏白色

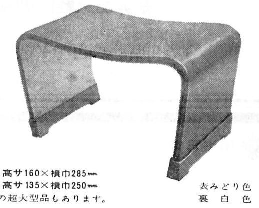

好評のアフターサービス
営業品目
ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠
ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止製
松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井4−1−2　電話　本社（771）7477（771）9687
工場　東京都品川区戸越3−10−12　工場（781）5472（782）9186

回転式傘立台

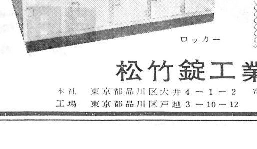

ロッカー

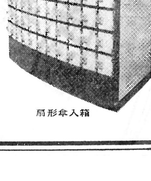

扇形傘入箱

水道料金据置きに

大阪浴組 要望みのる

大阪府浴場組合は、昨年十一月の下水道料金値上げ反対運動の成果（1立方米五円の値上げ案が四円五〇銭になった）に引続き、今回は水道料金の据置きに成功をおさめた。

大阪市の上水道事業の第九回拡張工事にともない赤字経営の改善方策を諮問されていた大阪市公営企業審議会は六月二十三日「料金値上げはやむをえない」と答申した。

市当局はこの答申にもとづき七月十二日臨時市議会に値上げ案を提出し審議のうえ、七月二十三日の本会議で原案を可決した。

これに先だち、大阪府浴場組合は執行部をはじめ関係者が各方面に対して、公衆浴場の公益性の見地から水道料金の値上げは利用者大衆に影響するところが大であるとの見地から値上げ、または据置きを連日にわたって陳情してきた。この熱意ある努力が実を結び値上げ案は公衆浴場の公益性を十分に考慮し値上げの対象となった超過料金（一〇立方米以上、一立方米につき十五円）は現行のまま据置きにされた。

このことは、大阪市内の公衆浴場業者だけの問題にとどまらず、大阪市をとりまく各市町村の水道料金値上げに当たっても影響をあたえることになる。

先に東京都における水道料金値上げに当り公衆浴場用が据置（十五円）かれたことに続いて、大阪市における今回の値上げ反対—据置きの獲得は、全国の市町村で水道料金値上げの計画があるときだけに大きな成果であり、全国的におよぼす影響も大である。

契約組合数 81組合に

災害付保険

経営者および従業員の福祉厚生として皆様の明るい生活を送ることができ、ご家族の幸福が守られます。このほど東浴の契約更新に対し指導員のお奨めのご苦労と皆様多数がご契約下さいまして、誠に有難く感謝致します。なお今後全国の皆様の互助団体保険の最もすぐれた特色は保険料が徹底して低廉なことであり、無診査で多くのかたがたが一括してご契約するため、費用が節約されるうえ、実費主義で計算されていること、したがって多くさんの方のご契約を頂けば、なお正味の負担額が一層お安くなるわけです。最近交通戦争という言葉が生れまして思わぬ災難もある。このたび改正されたのは生命災害付保険です。

人を助け自分もしあわせ。本当によい保険を全国浴連が団体保険に加入契約して頂く事を希望します。万一の時には全額お支払いいたします。

昭和44年度前期

契約組合数　81組合
総契約者数　3,015名（傷害付883名、無159名）
事業主　1,042名
従業員　1,973名（傷害付1,689名、無284名）

当期新発足組合　谷中組合
多数増加組合　麹町、蔵前、大井、三鷹組合

総契約高　163,390万円
事業主　104,200万円
従業員　50,190万円

料金値上げを審議

石川 まず実態調査

石川県公衆浴場入浴料金審議会（大谷佐重郎会長）は七月二十五日午前十時から金沢市の県婦人会館で審議会を開き、さきごろ県公衆浴場業環境衛生同業組合から中西知事に申請のあった「県公衆浴場入浴料金の改正」について審議を開始した。知事諮問の内容は、「改正の必要があるかどうか」「必要がある場合、適正額はいくらか」—の二点で、この日の審議会では組合側の改正申請理由説明のあと、審議会としての検討資料を得るため、前回調査対象十五軒をふくめた県内の公衆浴場三十軒について収入実態調査を行ない、さらに専門委員にこのデータ分析をしてもらうとの新しい方針を決定した。

審議会ではまず大谷会長が知事諮問の内容を伝えたあと、村松県環境衛生課長が石川県および他県の改正申請状況を次のように説明した。

「石川県の現行料金は大人三十二円、中人十四円、小人八円、洗髪三円で、前回の改正申請にもとづき昨年三月一日から大人のみ四円アップとして実施された。今回の改正申請はさる九日に前回同様値上げ幅にふれずに提出されたが北信越五県では長野県が四月七日に申請して、現在県側が実態調査を終えた段階。富山、福井県が一両日に申請受理の予定。全国では青森、東京、神奈川がすでに改正料金を実施しており、申請中は石川県を含め八県となっている」。

このあと委員として参加している県公衆浴場業組合の茶谷理事長と高木常務理事が、改正申請の理由とその根拠になる原価計算資料を説明した。

これに対し委員側では青木県消団連事務局長が「前回申請時とくらべて値上げせねばならないほどの物価変動はなく、原価計算資料の対象になっている金沢市の場合は、前回より浴場数が五軒ふえており、人口増のため実際は利用者もふえているのでないか」として改正申請の却下を提案。

だが、大谷会長らが「知事の諮問があった以上、審議会として十分に調査、検討のうえ結論を出すべきでないか」と述べた結果、青木委員もこれを了承、次の審議会を開く前に県内公衆浴場の実態調査を行なうことになった。

同審議会の委員は次の通り。

【学識経験者】大谷佐重郎（金大名誉教授）松井嵜雄（金大助教授）本吉与三吉（県議会厚生委副委員長）杉本藤太郎（県民運動推進会議健民運動部会長）

【住民代表】谷風覚三郎（七尾市社会福祉協議会長）古田福松（県社会福祉協議会常務理事）青木光善（県消費者団体連絡会事務局長）三ツ田礼子（県婦人団体協議会委員）

【公衆浴場経営者代表】茶谷勝信（県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長）高木益男（同組合常務理事）

【関係行政機関職員】坊久雄（県厚生部長）下村健（県企画開発局長）大井成之（金沢市厚生部長）

料金改定を申請

福岡でも審議会

福岡県浴場組合（理事長前田幸作氏）は、入浴料金の改定申請を去る五月三十日福岡県に提出したが、第一回入浴料金審議会（会長木松実氏）は六月十四日開かれ、申請者側の理由説明が行なわれたが、組合から提出された資料が、四十三年六月の料金改定時に提出されたもので、その後、人件費、水道料等の値上がりを組合側が主張している点から審議会委員は新資料の提出を組合側に要請した。

第二回審議会は、六月二十八日に開かれ、六月二十五日総会から新しく申請された資料について審議が進められたが

組合側の値上げ理由は、①入浴客が激減していること。（平均二六七人、前回は三一五人）②人件費や水道料、燃料費等の値上がりで毎月二万円程度の赤字を出しているとしている。

ところが、新しい資料による人件費は八万四千円（前回は八万五千円）と下がっており、水道料、燃料費の支出もふえていない。これでは申請の理由があいまいであるという意見が審議会委員から出されたが、組合側としては「人件費の減ったのは従業員数が四人から三人に減ったためであるが一人当りの給与は上がっている。水道料や燃料費が減ったのは入浴客数が大幅に減ったため」と説明した。しかし、それだけでは審議会委員を説得させることができず、改めて実態調査を県当局に要望することになった。

組合申請料金は、大人四十二円中人二十一円、小人十三円、洗髪料十三円（A級）である。

専門家に分析依頼

調査の方法については県側から「収入調査は①全三百十二軒の二〇%、六十軒を対象とする②前回調査した五十軒のうち三十軒を再度調査する——の二案を考えている。ただ、調査データについてはいずれの場合も納得できる結果が得られるよう、その分析を専門委員（県規則によると三人まで委嘱できる）に依頼するという新しい方法をとりたい。支出調査は青色申告の業者だけを対象に行なう」の案が示された。

県側の話だとこの案は、東京都（二千六百軒のうち経理の明確な四軒を対象）長野県（信州大の専門家が選んだモデル五%を対象）神奈川県（前回調査の二分の一を対象）などの例を参考にして作ったもの。審議会で検討した結果、石川県の収入調査は前回調査した五十軒の中から十五軒、その他から十五軒を無差別抽出で選び、この三十軒を対象に実施して、専門委員に前回調査との比較を含めた分析をしてもらうことになった。

県側はこのほか必要に応じ、児童生徒を対象とした、家庭ぶろの普及状況調査、公衆浴場利用回数調査も行なう予定でいるが、調査の結果を審議会に報告できるのは十月以降になろうとみている。

浴場こぼれ話

～武田勝蔵～

①

テレビの「竜馬はゆく」は明治維新もののドラマとしては、人気があったものと思う。映画では一、二、竜馬とお竜が、旅宿でそれぞれ入浴する場面があった。

竜馬の入浴のことをその同志として京洛に活躍し、さいわいに生き残り後年に宮内大臣の栄職についた土佐藩士田中光顕翁（伯爵）の思い出から記してみよう。

田中は竜馬や中岡慎太郎とは旧藩士として親交が深く、田中の「亡友を追憶して」（『伯爵田中青山』所蔵）に、田中が京都辺に滞在中、竜馬とお竜の三人づれで銭湯に通っていた思い出を、次のように話している。

坂本はお竜をともなって外出したことがないといわれているが、僕は現に京都でも伏見でも、坂本やお竜とよく外出したことがあるから、これほど確かな証拠があるものか、いつも三人でいっしょに湯屋にいったこともある。その時分の湯屋は男女混浴で、坂本はうわさのとおり、背中にいっぱい毛がはえていたのをみたことがある。湯の中で、坂本が僕に向かって「江戸では熱い湯に入るから、ヨイヨイになる」といったが、僕にはそのヨイヨイという意味がわからず、坂本に尋ねたことがあるがまるで反対である。

これで京都伏見の銭湯は各地と同じく混湯（当時は入り込み湯といった）で、江戸に比べて熱くなかったことがわかる。

しかし日本人が一般に熱い湯好きなことは、長崎蘭館（おらんだやしき）の医者ホンペが高島炭坑辺の銭湯をみて、みんな「ゆでダコ」のようだと書いていることでもわかる。なお、田中は昭和の初めまで九十余の長寿を保ったといえば、竜馬を知っている最後の人であろう。筆者は若いころ（大正十二年ごろ）田中翁を蒲原の別荘に二回ほど訪ねたが、悠々自適の生活で、すこぶる老健、懐旧談をきいたことがある。

そのときにきいた面白い話を加えておく。

日本は八島国で、年々人々が増加すれば、住居すらなくなるから、死んだら墓をつくらずに、火葬の灰を四面環海のどこでもよいから海水に流すことである。自分が死んだら田子浦の景色のよい海水に流すよう遺言してある、君は（他の者に）どう思うか

という話で、筆者は歴代天皇のなかには風葬と称して火葬の灰をある地点にまかせたこともあるので、よいお考えですと答えておいた。後年、田中翁が逝去の後、遺族の方に会ったので、翁の遺言は実行されたかと尋ねたところ

その人は、遺言のことは遺族一同承知しているものの、命日に墓参のこともあるので青山墓地に埋葬して、ということであった。田中翁の話は決して笑い話ではなく、終戦で狭くなったわが国土とに関連して研究すべき課題と思う。

坂本竜馬とお竜

話が横道にそれたが、田中は竜馬について、竜馬とともに京都河原町の醤油屋で新撰組に襲撃され、ともに殺された中岡慎太郎の銭湯についても面白いことを語っている。

いつか、慎太郎が一人で外出して帰ってきての笑い話に

「きょう祇園（京都八坂神社）で湯に入ったが、すてきなシロモノがいっしょに入っていて、僕は湯から出られずに困った。

おそらく祇園浴の銭湯で、そこでの京の美妓との混浴風景のことであろう。こんな場面は今日の銭湯、すなわち公衆浴場にはないが、山奥の温泉ではよく聞く話である。田中はさらに言葉をつづけて

「中岡は大体儼厳な人であったけれども、あの方もなかなか剛のものだったよ」

という。慎太郎も地下でさぞかし苦笑していることであろう。

お竜については、夫竜馬の死後、身持ちが悪かったという人もあり、またそれは全く無根で、竜馬を知る人が彼女の生活を助けていたとも維新の懐旧のもとに掲載されている。しかしお竜は晩年に明治の皇后（昭憲皇太后）より特に賜金のことさえあったほどで、その不貞のことはただうわさにすぎなかったことを祈るものである。また慎太郎が最後に腰にしていた朱ざやの信国の銘のある刀は、田中がその懇望によって与えたもの であると語っていた。

（筆者は武蔵工業大学教授・全浴浴場史編さん室）

東浴国保、協定旅館ご案内

東京浴場国民健康保険組合では組合員各位の健康の保持増進のため、下記の通り各温泉地に協定旅館を設けてあります。事業所ぐるみの慰安旅行等にご利用下さい。

利用方法

お申込は電話又は直接東京浴場国民健康保険組合までお申込下さい。お申込になった場合、組合で「利用券」を発行致しておりますので、それを旅館に持参すれば下記表の協定料金でご利用頂けます。お申込になってから「キャンセル」等を行う場合は「三日前」までに組合に連絡して下さい。

東京都千代田区東神田一の十の二
東京浴場国民健康保険組合

地区名	旅館名	料金	
		平日	土曜又は祝祭日の前日
磯部	林屋	2,000	2,500
伊香保	モテル伊香保	2,000	2,500
草津	草津ホテル	1,300	1,600
鬼怒川	鬼怒川観光ホテル	2,000	3,000
佐渡	佐渡グランドホテル	2,500～3,000	3,000
湯河原	ホテル光陽館	1,800	2,500
	双美荘	2,000	2,500
	梅屋	1,500	2,000
	石峰	2,000	2,000
箱根湯本	三味荘	2,000	2,000
	仙郷楼	7月 2,300	2,300
		8月 1,800	1,800
	後楽園ロッヂ	1,600	1,800
	湯本ホテル	2,500	2,500
熱海	松涛別館	2,000	2,500
	南明ホテル	1,800	2,000
	偕楽園	1,800	2,000
	海浜ホテル	2,300	2,500
熱川	山路	2,500	3,000
	白田ホテル	2,500	2,500
	南海ホテル	3,000	3,000
伊東	聚楽	2,000	2,000
	つつみ苑	1,800	2,200
	土田屋	2,000	2,500
伊豆長岡	南山荘	2,200～3,500	3,500
	聚楽	1,500	2,000
	ツル屋	2,000	2,000
修善寺	ホテル伊豆	1,800	2,000
	一平荘	1,000	1,200
	福寿館	2,000	2,000
	山科	1,500	2,000
土肥	長陽閣	2,500	3,000
	今井荘	2,200～3,000	3,000
今井浜	今井荘	2,200～3,000	3,000
	今井浜ガーデン	2,700～6,000	4,000
下田	下田グランドホテル	3,200～5,000	4,000
	石橋旅館	1,500～2,000	1,500～2,000
妙高	池の平観光ホテル	1,500～2,200	2,000
	第1ホテル	1,500～2,000	1,800
土湯	いますや	2,000	2,500
湯ケ島	たつた	1,500	1,800
川治	長生閣	1,400	2,000
千葉	安房屋	850	1,050
	恵比寿屋	1 200	1,500

全浴新聞の復刊を祝す

東浴国保組合理事長　山崎美佐雄

一時休刊されていた全日本浴場新聞がその名称を全国浴場新聞と改め、業界ただ一つの機関紙として再刊されたことは業界のため慶賀にたえません。ここに発刊を心から祝福するとともに、その衝にあたられた役職員のご労苦に感謝と敬意を表するものであります。

全世界の注目を浴びたアポロ十一号の不滅の成果は不可能を可能ならしめた驚異的な宇宙科学の大飛躍を立証するものであり、ただただ驚嘆のほかないのであります。それに反して日進月歩めざましい進歩をとげているはずの医学の分野においては、いまだに解明されない部門のあまりにも多いことを思うとき、宇宙科学よりもむしろ医学のなお一層の飛躍的な進展を願わずにはおられないのであります。ことに最近の社会経済構造の急激な変動は疾病内容にも大きな影響をおよぼし、特に医療面において脳卒中、がん、心臓病などのいわゆる成人病といわれる一連の疾病を急速に増加させ、いまやこれらの疾病が死因順位の最高位を占めているのであります。私たちの業界も決して例外ではありません。最近成人病のために有能な人材が次から次と失われてゆく現状はあまりにも悲惨であり、業界にとっても大きな損失であります。

組合では早くから成人病対策として保健婦活動を行ない、集団検診、月例健康診断をはじめガン対策としては人間ドックのあっせんはもとより今回特に初の試みとして権威ある東京中央放射線診療所と提携して、集団胃検診を奨励する一方、体力維持増強、予後の療養と休養の機関としてレジャーの健全な活用のための施設として伊東保養所の管理運営をするなど、積極的に被保険者の健康維持、疾病に万防止全の措置を講じているのであります。いまさら申し上げるまでもないことでありますが、自分の健康は自分で守るという自己責任原理と、家族はもちろん親しい友人や同業者同志がお互いに注意し合い、扶け合う相互連帯性の自覚こそ健康を守るうえに最も大切なことであります。どうぞ組合の行事に自主的に参加され、あるいは施設を利用されて、たえず健康で明るい人生を送られることを念願して再刊をお祝いすることばといたします。

福岡支部で生命共済を開始

福岡県組合福岡支部では共済部に加入することを決議した。

発足日は、八月一日。加入資格は、六十五才未満、十六才以上の家族と従業員となっている。

この年金は、老令年金と弔慰金で掛金は組合員一口三千円（老令年金二千円と、弔慰金千円）三口まで。

家族と従業員とは、千円から三千円まで。給付については、老令年金の場合、一口加入の場合、六五才から十年間、加入二十年で、一カ月一万二百円。二十五年で、一万五千四百円、三十年で二万二千四百円。

老令一時金。途中脱退の時の返戻金等あり。一口加入の時の弔慰金は、思いがけない事故や法定伝染病で死亡すれば、二百万円。普通の病死は百万円。傷害給付は、その程度によって十万円から二百万円まで。入院給付金は、事故で五日以上入院の時、一日千五百円。

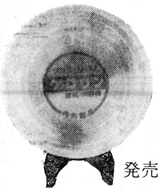

皆様のムツワ湯桶

このマークが保障する

登録 Mutuwa 商標

●髪洗桶
●腰掛
●洗剤(エースワン)

発売元　有限会社　睦和商事
東京都中央区築地2−15−15　電話東京(03)543−2896

貸浴場をお求めの方
浴場をお貸ししたい方
是非お気軽に御相談下さい。

◎ 現在貸浴場
一軒あります
平塚市内

神奈川県平塚市中原下宿305
岡本不動産　当方浴場主　TEL 0463−31−2781

環境衛生金融公庫の御案内

貸付けを利用できるか

1　飲食店営業、喫茶店営業、食肉・鳥肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、館旅業、浴場業及びクリーニング業を営み、次のどちらかにあてはまるかた
（1）資本金又は出資金の総額が1，000万円以下の会社
（2）常時使用する従業員の数が50人（クリーニング業にあっては300人）以下の個人又は会社
2　環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会

た貸付けの条件

●利　息　利率は年8分2厘が基準ですが、特定の設備資金については年6分5厘（4年目から7分）、年7分7厘の低利でお取扱いします
●期　間　・設備資金の場合は10年以内・運転資金の場合は5年以内の範囲で、個々の事情に応じ相談のうえきめることになります。
●償還方法　原則として、年賦償還です。
●保証人　原則として1名以上必要です。・法人の場合は代表者に保証人になっていただき、そのほか、1名以上の保証人が必要です。
●担　保　必要に応じて担保を提供していただきます。

貸付金の使途と限度

★使　途
事業を営むための設備資金及び運転資金
（運転資金については、組合等が行なう共同購入資金に限ります）
★限　度
1　「貸付けを利用できるかた」の1に該当するかたは1，000万円までです。
ただし、浴場業を営むかたは2，000万円まで（浴場業の多様化設備については、1，000万円まで）

貸付けの窓口

この貸付けは、当分の間国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫が行ないますが、利用できるかたや取扱金額によって窓口がそれぞれわかれています

申込手続

この貸付けの申込みには、都道府県知事の推せんを必要とするものと必要としないものとがあります。
所定の「推せん書交付願」及び「借入申込書」に必要な事項を記入し、環境衛生同業組合を経由して、都道府県知事に提出し推せんを受けてください。

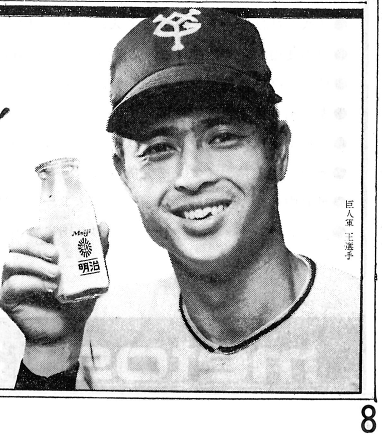

明治乳業

最新の設備から生まれる
すばらしい品質!!

最新の超高速殺菌装置をはじめ　オートメーション・システムから　新鮮な明治牛乳が　人手にふれず　衛生的に生まれます　あなたも明治牛乳を毎日ご愛飲ください

明治ゴールド牛乳

巨人軍　王選手

●ご注文はお近くの明治牛乳販売店へどうぞ

総括原価方式と支出原価方式

東京都の入浴料金の算定については、本年三月から総括原価方式が採用され、この方式によって今後毎年料金原価を算定して新料金を決定することになった。

このことはわれわれ業者にとって死活問題でもあり、しかもこの方式は次第に全国的な問題として大きくクローズアップされつつある。問題が重要なので、厚生省から示されている支出原価文式と東京都が採用した総括原価方式について、その特質、相違点、そして今後の問題点をとりあげてみたい。

まず支出原価方式は三十二年地方に委譲されたが（ただし完全委譲ではなく厚生省が最高料金を決め、地方はその範囲内で協議して決める）三十八年完全委譲にあたって厚生省環境衛生局長通知として十二項目の支出原価方式と審議会設置条項が示され現在におよんでいる。支出原価方式は①物品の製造原価を計算する方式でありサービスを提供する料金ではない。②生業としての、ものの考え方である。③したがって店主の労働報酬、借入金利子、事業報酬を認めない。④企業努力で経費を節約すると、そのまま原価に計算されて料金は低くなる。⑤引当金制度などの企業として維持存続させる一切の費用は認めない。つけ加えると製造業や販売業のように、できた製品について、かかった費用のみを計算して原価としており、支出した経費だけを認めてきたので企業努力や合理化をはかって経費を節約すれば、する程原価が安くなって料金は低く押えられてきた。企業として経営していくには当然その業の維持存続される項目が算入されなければならない。

すなわち店主労働報酬、借入金利、事業報酬などは必要経費と考えられるが、入っていない。業界側が、それを指摘すると二二・五%を利潤率として見込んでいるというが、はたしてこの二二・五%で経営が維持できるだろうか。

この率では維持できないことはあらためていうまでもない。また引当金制度が認められないということは、この方式を続けていくと年々じり貧となることは自明の理である。

これを称して斜陽原価方式というほかない。これからの料金は、必要経費にサービスを提供する対価を加えたものとし生業より脱皮して企業として生き抜くことを考えるべきである。この考え方に立つと原価が高くなる場合は利用者が負担できる料金をいただき、不足分に対しては国、都府県、区が補助すべきであろう。次に総括原価方式は①企業として経営を続けるための方式であり、必要な資本の引をはかっている（事業報酬や引当金）②経営にかかった費用を一切認める（店主労働報酬、借入金利息、諸税金）③製造原価ではなく、サービス料としての料金計算である。④算定された料金は利用者も業者も納得する方法でなければならない。以上これまでと大きく違う点は利用者と経営者がルールを決めて、それにしたがって調査、集計分析などをする建前となった。従来は業界側の提出した資料計算に対して消費者側は利害相反する立場から、必要以上に力と力との争いとなったのである。しかし、もはや時代の要求として計数理論によらなければ一般大衆や学識者を納得させることができなくなったのである。今回実施されたルールはどのような順序で決められたかというと、総括原価の算定基準をきめ、次に年収四〇〇万円～五〇〇万円で、重油専焼、水道専用、下水道完備など地区の条件に合う標準浴場を選出し、その浴場の決算書を中心に基準方式に合わせて計算される。ここから出された数字は納得せざるをえない状況であった。

支出、総括の両原価方式の特質を述べたが、これを比較してみると、総括原価方式が支出方式よりも業界にとって有利なことが理解されたと思うが、この方式とてもベストとはいえないのである。しかし、現在までに考えられる方式としては当面これ以外にないと思われるだけで、この方法よりもよい方式が考えられれば、すみやかに改めるべきはもちろんである。

そこで指摘したいのは①これからの原価計算は業者の提出する決算書が主として資料となるので、毎日つけている伝票、帳簿などが整備され、総括原価方式に合致した決算をする必要がある。②将来業界で標準帳簿などを作成し統一経理が必要となる。③二店舗以上合同決算の場合は収入、経費、資産を各店舗ごとに整理し、これを合計決算するようにする④収入面では入浴料収入、洗髪料収入と付帯事業収入（兼業も含む）とを別個にし、入浴収入（洗髪を含む）だけを抽出できる様式にする。⑤投資はいわゆる表金で行ない、しかも会社経営の場合は会社が投資する形が望ましい⑥給与は一般社会水準に比して低いから増額する必要がある。特に店主給料は十分に取得すべきである。⑦家賃は同族会社の通弊で自分のものを「自分の会社に貸すのだから」の考えから低額にすぎる。この家賃には地代も含んでいるから、土地の固定資産税が年々上昇している事実を直視して家賃も十分にもらうべきである。

全浴連常務理事　小林光男

浴場の将来を考える

公衆浴場の将来について、輝やかしい発展があると思っている人はほとんどいないであろう。

皆、今の状態がいつまで続くかできるならば、なるべく長く続いてほしいと思っている人が多いと思う。

周辺地区の一部を除けば、入浴人口が、毎年確実に増加している地区はまれであろう。

かろうじて入浴料金の値上げによって、現状を維持しているにすぎないのである。

その料金値上げも、政治的になかなかむずかしく、困難をきわめている。また米も自主流通米の出現によって統制の一角がくずされた。物価統制令に残っているただ一つの入浴料金も、いずれ撤廃される運命にあるといえよう。そうすれば距離制限も撤廃されることになり、まったくの自由競争となるわけである。

これに対して業者のなかには、自由料金がよいという人もいるし統制料金で距離制限のある方がよいという人もいよう。

ところが国際的にも自由化が推進されている今日、国内で、価格統制もおかしな話だし、時代の流れにより必然的に自由料金となる運命は避けられないのである。

ただ、それがいつ行なわれるかという、時期の問題だけが、残るのであろう。

そこで、これを見越して、いまから考えておかなければならないのである。

浴場業界は今日まで統制下にあったので競争といえばほとんど設備とサービスだけであり、立地条件と距離に守られて経営者は安い燃料集めをするだけ、あとは交際にその時間をついやし、商売は奥さんまかせのところが多かったのである。

それゆえ旦那がいる家よりも、かえって旦那のいない家の方が金が残るといわれてきた。

また建物その他がほとんど単一化しており、間口六間、奥行三、四間などいっており、設備については、隣湯が濾過機を入れれば、うちも入れる。シャワーを入れれば、うちも入れる。うちで暖房を入れればすぐ隣湯も入れるという具合である。営業時間についても例外はあるにしても午後三時にあけて十二時ごろ閉店となる。

以上浴場の実態についてみたので、こんどは将来について考えてみることにしよう。

1、若年労働力の不足と預り入不足、家主の衰退

若い人の不足は将来といわず、いまも起こっている。長時間労働はっきりしない給与体系など魅力ある職場でなくなってきている。浴場の息子さんが勤めに出るようになっているほどである。このことが必然的に預り人不足の状態となって現われてくる、また独立に際して、莫大な資金がいることも大きな原因となる。良質の預り人不足となれば家主もこれまでのように売手市場というわけにはいかない。買手市場となること必定である。

2、人口増の入浴者減

単純に考えれば入口が増すれば入浴者数も増加するはずである。ところが、自家ブロの増加、建物の高層化によってフロの設置など生活の向上によって公衆浴場利用者は減少の傾向にある。

3自由料金となる前提としての地域差料金

原価が高ければ売価も高くなるというのが原則である。ところが入浴料金については、統一料金となっている。同じコーヒーを飲んでも銀座と下町では値段がちがうのが実情である。ところが入浴料金の地域差には多くの問題がふくまれている。理髪のように設備と技術によって格差を作るのではなく地域によるためであろう。

格差料金の区界にあたる地域が問題となり、悪くすると値くずれの原因にもなりかねない。

4多様化にともなう料金差

浴場も多様化時代となり、自由料金ともなれば、サウナ、むし風呂、電気風呂、赤外線、超音波、などをするようになり、その設備立地条件により料金に差ができ、自由競争に入っていくようになる。

5値くずれのこと

そうなると設備を更新できない浴場も生じてくるし、また旧式設備、低料金で営業する所も出てくることになり、値くずしの糸口となる。

6、自然陶汰時代

したがって力のある人は残り、力の弱い人はほろびることになり業界も自然陶汰されることになる。

7、アイデア競争時代

きびしい競争のなかでも力の弱い小企業が存在しているように、その浴場の諸条件に合った営業をしていかなければならなくなる。すなわちアイデア競争となるであろう。

8、企業整備の必然性

時代の流れによって、商買の盛衰はきまるもの、炭屋がガソリンスタンドや、石油を売るようになり。氷屋がアイスクリームを販売をするようになっている。浴場業もなんらかの形で、企業整備の必然性が含まれているものと考えられる。

9、転廃業のこと

競争に敗れた人はどうするかといえば、転業あるいは廃業するしか道はない。転、廃業をするなら発展的に転廃業をしたいものである。

10、営業の独自性

以上のように、容易な営業ができなくなれば、おのずから他人のものまねではいけない。大企業の波のなかで小企業が立派にやっていくように営業の独自性が必要となる。

11、自分の浴場に合った営業方法

ネクタイのように大量生産のなかの多種類生産のように、それぞれの浴場に合った営業が必要である。

例えば、大衆サウナ風呂とか、医薬関係の完備したマッサージ専門浴場とか、会議場併設の浴場とか、いうようになろう。

12、高度の合理化の必要性

人手不足などにより、合理化は絶対要件である。

「合理化とは金のいることとなり」と、いうことになるが、長い目で見る必要があろう。

13、組織の弱体化

単一化された営業形態なのだから完全に組織化されているが、地域差料金、自由料金と、多様化してくると、組合員の利害が同一とならず、隣湯同士。近接の同種営業者同士は商売がたきとなってくる。

そこで、これまでの組織では運動方針についても、賦課金の徴収金額についても単一化はできにくいことになる。同一営業をしている人々だけのグループができることになり、いまの組織が分割することになるときこそ、業界が一大難関に直面する。

14、金融部門の体質改善と営業方針の変更

浴場の近代化。合理化。多様化にともなって、資金の需要が盛んになり、いままでよりもなお長期となる。また金額につていも、鉄筋ビルなどの建築により多額となる。

こうなってくると、従来のような積金一本ヤリの金融ではまかないきれなくなる。

現在金融界では、大銀行ですら再編成。合併、業務提携が行なわれている。

われわれ業界の信用組合も。商工中金、親銀行、不動産銀行、環衛公庫などと、より連絡を密にして、資金量の拡大、資金の長期化などをはかり、内部的には機械化、経営の合理化をはかる時期が近い将来必ずやってくるのではないか。

以上浴場の将来について、項目別に私見を述べたが、批判は覚悟のうえである。

しかし将来について楽観している人は少いはずである。これをたたき台として、皆で浴場業の将来について考える必要があることを強調したい。

岡島　武夫

論壇

上下水道料金減免せよ

入浴料金改正には、いつの時もそうでありますが、監督指導官庁は原価何とか方式という非近代的な計算方法によってどちらかといえば、一方的に料金を決めておられたようです。

ご存じのように業界は公共という美名のもとに料金は抑えられ、設備基準に衛生基準はきびしく規制されて、経営難になっております。大都市はいうまでもなく、郡部にも転廃業が起っている現況です。業界は何んとかして一般大衆の保健衛生のため生きのころうとあらゆる努力を続けてまいりました。幸い前回の料金改正の折、浴価協議会において出された浴価が現在の諸物価に比らべて低額であるため、これを補てんする意味で浴場業に対しては上下水道を減免するよう附帯条件がつけられました。

しかしその効果はいまだに現われておりません。これは一体どうしたことでしょうか。一片の連絡事項的な書類が各市町村長に送達された程度です。

大津市でさえあまり重要視していないので他の市町村はいうまでもないことです。一体県当局はこの附帯条件を何と考えておられるのでしょうか。時あたかも大津市においては下水道が供用を開始しました。組合の幹部が再三再四大津市当局と話し合いをしましたが結論が出ないといった状態です。協議会の附帯条件についてもあまり重要視していません。下水道の全免の市は全国に多数存在しております。

大津市の下水道断は一立方米が十五円という全国最高と思われる額なのです。

浴価協議会が慎重審議の結果出された三十二円が元の二十八円の浴価になりそうです。下水道料金を含めての浴価でないことは県当局がよくご存じのはずです。

大津市当局は浴場の業態をあまりよくご存じでないし、県からの浴場業者に対する減免措置についての書類をあまりにも軽く取扱われているようです。通達をだした県当局もあまりにも事務的であり、また、書類内容についても、そう重要視されてはいないように思われます。

業者も浴価審議会に臨む態度についても考え直さなければならない時期にきていると思います。いいかげんな審議会といわざるをえなくなります。

今後の県当局の指導についても馬耳東風に聞きながし、経営を維持するための身勝手な行動をとらざるをえないことになるでしょう。

一般庶民階級の保健衛生を保持するため、公共という美名のもとに低料金に甘んじている間に業界はやせほそって、やがて消えてなくなるでしょう。

人なみの生活をするためには県市当局の助成を受けるか、当局に指示されない自由な業態で営業し生活の糧を得るか、いずれかの方法を取らざるを得ないことでしょう。

しかし業界は後者のような方法を取りたくないのです。

一日も早く市と県当局が話合いをされて、審議会の付帯条件の結論を出されることを切望する次第です。

（滋賀浴ニュースから）

ニューよくさん
2
山本惇也
もし女湯はとなりです
ボク男です
もし男湯はあちらです
しつれいねッ!!

〝統制料金〟に想う

七月十五日の午後組合の役員さんが訪ねてこられた。東京都なみだった料金が改正されたが、決定するまでに県庁で前後四回も審議され、この新料金に改められたと苦労話をされ、玉のような汗を流しながら次の店へ走り去っていかれた。私はその後姿をみて役員の努力に心から感謝した。聞くところによると、入浴料金を定めている物価統制令という法律は終戦当時焼士と化した国内の物資の欠乏、民心の動揺、食糧不足等に対するため運合軍が日本政府に指令した需給安定を目的とした最高の命令であるという。しかし私は一業者として考える。戦後すでに二十余年を経過し、この間統制令はつぎつぎに改められてきたというのにお米と「フロ代」だけがそのままにおかれている。多分、お米は需給が安定していないし、公衆浴場の「フロ代」もまた同様需給が安定していないのであろう。

国民所得は一人平均四十万円、高度経済成長が鳴りもの入りで宣伝され、家々にはテレビアンテナが林立し、電気器具のない家庭は見当たらない。こどもの小使い銭にさえ無縁となった五円玉、それが公衆浴場業では「洗髪料金」である。私は玉のような汗をふきながら去っていく役員さんの姿と、手に持った二枚の「公定入浴料金表」をみながら複雑な心で店頭に立つた。ふと気がついて「公定料金表」を大切に納めながら今日一日の仕事についた。整頓された店の鏡の前に飾られた娘のやさしい心づかいの一輪ざしの花と、いつか夜店で求めた緑の鉢植木がお客さまにほほえみを投げかけている。一日の疲れをサッパリ落としたお客様にも喜んでいただけることだろう。

（横浜M店主）

厚生大臣表彰に
高士一三氏推薦

全浴では今秋の環境衛生功労者に対する厚生大臣表彰受章候補として、広島県理事長高士一三氏を推せんした。

マツセイ

ものすごい人気の
貸ロッカー

目黒廻転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
目黒製作所
本　社　東京都中央区湊町1−4
TEL東京(03)(551) 5513・2741
横浜支社　横浜市神奈川区松本町25
TEL (49) 5063
北海道支社　札幌市菊水西町六丁目
TEL (81) 6131〜3

いつでも澄みきった
お湯を！
公衆浴場用
ラヂオライト
スーパー
エース
昭和化学工業株式会社
本社・東京支店　東京都渋谷区松涛1丁目5番3号（石橋ビル）
電話 東京 (467) 8221(代表)
大阪支店　大阪市北区太融寺町33番地（大阪合同ビル）
電話 大阪 (312) 8971(代表)
九州支店　北九州市小倉区紺屋町1丁目20番地（丸源ビル）
電話 小倉 (54) 2981(代表)
名古屋出張所　名古屋市中区錦1丁目18番16号（グリーンビル）
電話 名古屋 (231) 4626(代表)

●企業成長率　実に240倍！
●今日も 明日も 伸びゆく北海屋グループ !!!
〈信用第一主義〉
株式会社 北海屋
煙草オペレーター株式会社
本社　東京都墨田区京島3丁目4番6号
☎(611)5093(代)(612)2423・7275・7385(613)1688(602)7891

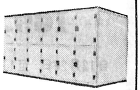

さくら錠
当社が誇る錠前・木工一環製造直売
営業課目
新建材ロッカー
脱衣箱
下駄箱
傘入箱
直列・廻転傘立
錠前一式
サクラ モク ケイ
桜 木芸工業株式会社
営業所　品川区南大井5−10　TEL (761)5953
勝島工場　品川区勝島町1−3　TEL (761)9987

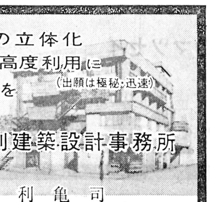

浴場建築の立体化
建築敷地の高度利用に
当社の設計を
（出願は極秘・迅速）
株式会社　甘利建築設計事務所
一級建築士　甘利亀司
東京都豊島区東池袋1−35　TEL987−3028

大日之出下足箱
おしどり下足錠
大日之出ロッカー
おしどり脱衣錠
大日之出廻転式傘台
大日之出傘立錠
大日之出製作所
大田区大森北5丁目15番16号　TEL(761)3409 (763)0535

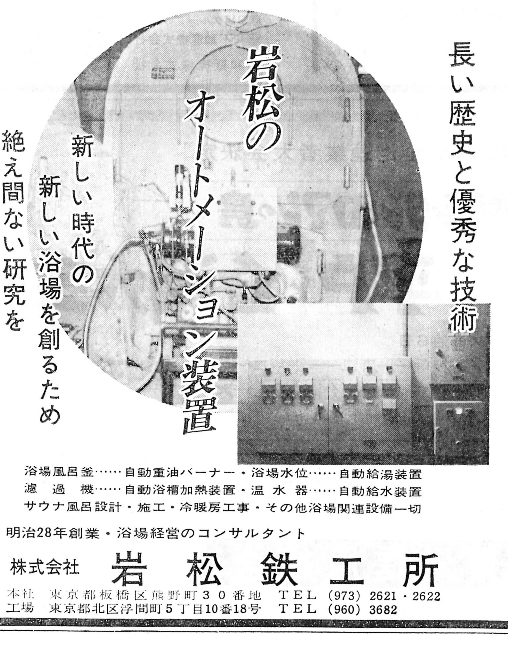

長い歴史と優秀な技術
岩松のオートメーション装置
新しい時代の
新しい浴場を創るため
絶え間ない研究を
重ねております
浴場風呂釜……自動重油バーナー・浴場水位……自動給湯装置
濾過機……自動浴槽加熱装置・温水器……自動給水装置
サウナ風呂設計・施工・冷暖房工事・その他浴場関連設備一切
明治28年創業・浴場経営のコンサルタント
株式会社　岩松鉄工所
本社　東京都板橋区熊野町30番地　TEL (973) 2621・2622
工場　東京都北区浮間町5丁目10番18号　TEL (960) 3682

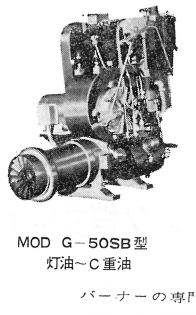

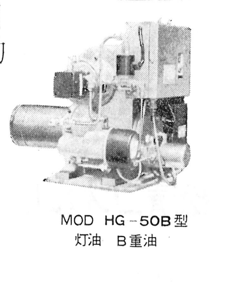

余裕のある力！
耐久性は抜群！
ゼイタクなほど働いてくれるよう設計してあります
ゼイタクなほどこまかなところへ手が加えられ
●電気着火式
●低燃焼起動式
●起動前後のパージ方式
●取付及移動容易
全自動重油バーナー
MOD G−50SB型
灯油〜C重油
MOD HG−50B型
灯油 B重油
バーナーの専門メーカー
株式会社 三共冷熱
東京都板橋区前野町4丁目50番地　電話 (960) 7321 代表

秋口の健康

八月末ともなると、朝夕の涼風にも秋の、おとずれを感じますが、日中の残暑は、まだきびしく、夏の疲れは、なかなか回復しません。温度が高いうえに湿度も高い日本の夏は私たちの体の機能にとっても、悪い条件の一つです。体がだるい、食欲がない、軽い胃腸障害がある、根気がない、昼は眠く夜になると眠れない、朝から疲れた感じでイライラする、こんな病状があれば、多くはビタミンB1の潜在的欠乏だといわれていますが、胃腸障害に、ともなって肝臓障害も起きます。夏は体の新陳代謝が盛んになりビタミンB1の必要量も自然に多くなって冬の間の数倍から、さらに数十倍になるからです。暑いさなかには脳炎、ポリオ、食中毒などの、おそろしさを聞かされますが、命にかかわるような病気は暑いさなかよりも、かえって秋から冬に集中します。

秋口に出てくる病気はほとんど夏の間に徐々に、その下地がつくられています。

結核、慢性の胃腸病、痛風、糖尿病、腎臓病、肝臓病も夏の疲れにひそんでいる病気です。さらにアレルギー性のものがあります。このような病気が出るのは、体全体が疲れているからです。秋に消化不良や食中毒になりやすいのは、胃腸のほうが、まだ夏の疲れから立ち直っていないのに涼しくなると食欲が出て食べすぎてしまったり、また食物の管理がルーズになるといったことが重なって秋口に一番猛威をふるいます。

秋口は、体をいたわるときです。過労を避け、休息を十分とり、食事は少量で栄養価の高いもの、つとめて脂肪、蛋白質の多い食物をとること、ビタミンことにB1、B2を多くふくむ食品を選ぶことです。レタス、キウリ、セロリ、トマトは生のままで、ゴマ、ニンニク、牛豚鳥の肝臓、うなぎ、かき、たまごを適当に組合わせて、たべるようにしてください。

〝最近体のどこかに異常がないか、注意してみてください〟

1 顔色はよいか
2 体が だるくないか 気力はどうか
3 夜よく ねむれるか
4 食欲は あるか
5 動季 息切れは しないか
6 便通の調子は どうか

これらの点に ひっかかるような人は医師の診断を受けてください。

夏の疲れを一日も早くとり、どこにも自覚症状がなくても、一応健康診断を受けて、秋から冬に向かっての健康づくりに心がけてください。

（東浴国民健康保険組合保険婦 大森恭子）

「土地税制改正さる」

われわれ浴場業者にとっても関係の深い土地税制が改正されましたので、その内容をお知らせします。

①保有期間が五年を超える個人の土地、借地権、建物の譲渡益は、時限的に分離比例課税とする。

イ、期間

四十五年一月一日―五十年十二月三十一日までの譲渡

（ただし、四十四年一月一日―十二月三十一日までの分でも選択できる）

ロ、算式

売価―取得費―譲渡費用＝譲渡所得

譲渡所得―特別控除一〇〇万円＝課税所得

課税所得×比例税率＝税金

ハ、税率

売却年度＼税目	所得税	住民税	合計
45．46年中	10％	4％	14％
47．48〃	15	5	20
49．50〃	20	6	26

「注」

A、分離比例課税故、一度にいくら大量に売っても税負担は変わらないし、また他の所得と合算しない。

B、二十七年十二月三十一日以前から保有している土地・建物等の取得費は、譲渡収入金額の五％とする。

（従来は二十八年一月一日現在の相続税評価であった）

C、長期・短期譲渡の区分を従来の三年以上から五年を超えるものとした。

D、法律は、土地の供給促進となっているが、底地を売ってもよい。

E、自己所有の土地に会社の建物が建てられている場合、土地を会社に売る場合は、好都合である。

②短期譲渡（五年以下のもの・四十四年一月一日以降に取得した土地・建物で個人所有のもの）は税金が高くなった。

イ、期間

四十五年一月一日―五十年十二月三十一日までの譲渡

ロ、算式

譲渡所得×（所得税四〇％＋住民税一二％）＝税金（A）

特別控除はない。

〈（譲渡所得―特別控除三〇万円＋同年の他の課税所得）×通常の累進税率―同年の他の課税所得×通常の累進税率〉×一〇〇分の一一〇＝税金（B）

前記の（A）、（B）のうち高い方の税金となる。

「注」

A、四十四年一月一日以降に取得した土地・建物は五年を超えても短期譲渡となること。

（例外として、相続・贈与・収用代替・買換の場合有）

B、特別控除の一〇〇万円はないこと。

C、税金は譲渡益の五二％を最低とすること。

③長期・短期を問わず、個人・法人ともに次の特別控除がある。

イ、収用として土地・建物を譲渡した時一、二〇〇万円

ロ、土地区画整理のため譲渡した時六〇〇万円

ハ、特別住宅地造成のため（団地作成のため等）譲渡した時三〇〇万円

ニ、個人が現在住んでいる家屋・敷地を譲渡した時一〇〇〇万円

「注」

A、一、二〇〇万円、一、〇〇〇万円、六〇〇万円、三〇〇万円の控除は短期の場合でもよい。

B、長期の場合は一〇〇万円の特別控除の代りに上記のものがあるのでダブっては認めない。（一〇〇万円と一、二〇〇万円など）

C、それぞれ、ダブってもよいが合計の最高は一、二〇〇万円となる。

D、一、〇〇〇万円の住宅譲渡の控除は、敷地のみの場合や、配偶者、その他の親族に譲渡の場合は適用しない。

また、この控除は三年に一回とする。

④従来の個人の居住用財産の買換は四十四年十二月三十一日までの譲渡はよいが、それ以後は廃止する。

「注」

A、四十四年十二月三十一日までに譲渡すれば、買換は翌年になってもよい。

B、廃止となった代りに一、〇〇〇万円控除が認められるようになった。ただし、今度の法は買換えは条件でない。

C、すなわち、従来は売るものはなんでもよく、買うものが住宅用であった。

今度は売るものが自己の住宅と敷地であればよい。

D、借地の人は家屋と借地権ということになる。

⑤個人・法人の事業用資産の買換の特例は、

旧法は、

個人→四十四年十二月三十一日までの譲渡で廃止

法人→四十五年三月三十一日までの譲渡で廃止

新法は、

個人→四十五年一月一日―五十年十二月三十一日

法人→四十五年四月一日―五十一年三月三十一日

の間の譲渡は、次のような特別の場合のみ特例がある。

イ、既成市街地の中にある土地・建物を売って既成市街地外の土地を取得する場合。

ロ、大気汚染地域・騒音規制地域・汚水指定水域・農地・工場誘致区域などの区域から外へいく場合。

ハ、既成市街地区の土地建物を四階建以上のビルを作るために売って、その建物および敷地に係る権利を取得する場合。

ニ、保有五年を超える土地・建物を売って償却資産（建物・什器）を取得する場合。

「注」

A、旧法の廃止前の譲渡は、買換がそれ以後になってもよい。

B、旧、新法とも変わらないものは

個人→売るものも、買うものも両方が事業用のものであること。

法人→買うものだけ事業用であればよい。

C、買換期間

個人→売った年と翌年中

法人→売った年度の前年度（一年間）に取得したものを買換資産とすることができるのは土地に限られていたが、新法は建物、機械でもよいことになった。

E、旧法では買換の土地は事業用であれば、広さはかまわなかったが、新法では売った土地の五倍までとなった。

五倍を超えると、超える部分は特例がない。

F、買換した資金の取得の時期の引きつぎをしないようになるのでこの物件を今度売る時は短期譲渡となる。

⑥収用の特例の一、二〇〇万円控除と代替の特例との選択は従来通りだが、[illegible]課税は四十四年十二月三十一日までの譲渡で廃止し、その後は特例控除後の残金または代替適用の差額は普通の譲渡と同様の課税とする。

「注」

A、個人→かえって安くなるので問題外

法人→[illegible]課税がなくなるのが課税強化となる。

⑦個人の四十四年中の譲渡は新法は四十五年から適用であるが個人については、新、旧、どちらでも選択できる。

A、どちらでもよいので好都合である。

B、しかし、両方のよいところをとって併用はだめである。すなわち、一年中の譲渡についてどちらかを選ぶのである。

C、例として

四月に売った土地は、旧法の買換とし、十一月に売った土地は、一〇〇〇万円控除するというようにするのはだめである。

D、四十五年一月一日からの土地建物の譲渡は個人の場合はすべて新法となる。

F、法人の場合、新、旧の選択性はない。

生命共済の死差益配当金

全浴連の生命共済死差益配当金の都道府県組合別にみた内訳は別表のとおりである。

生命共済死差益配当金内訳表

加入組合名	40年度	41年度	42年度	43年度	合計
東京	247,606	586,634	6,464,226	1,143,736	8,442,202
新潟	175,396	179,956	190,244		545,596
石川	37,400	11,628	429,034	124,927	602,989
富山		6,810			6,810
千葉		107,262	234,898	192,171	534,351
青森		48,220	232,522		280,742
岡山		19,214	88,460	48,257	155,931
埼玉		110,926	647,416	28,864	787,206
神奈川		5,882	130,390	46,002	182,274
長野				64,944	64,944
群馬				5,908	5,908
広島				41,943	41,943
香川				37,170	37,170
山口				15,785	15,785
福井				2,706	2,706
京都				6,314	6,314
大阪				14,883	14,883
山梨					
合計	460,402	1,076,552	8,417,190	1,773,610	11,727,754

昭和43年度決算公告

平素格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます
さて、昭和43年5月19日通常総代会を開催、決算の承認をいただきましたので公告申し上げます

東浴信用組合理事長 **内海長一郎**

貸借対照表

昭和44年3月31日現在 単位円

資産（借方）		負債及資本（貸方）	
科目	金額	科目	金額
現金	3,541,323	預金積金勘定	6,493,858,551
預ケ金	1,738,192,364	当座預金	8,489,464
有価証券	4,942,580	普通預金	232,728,479
貸付金	5,755,145,718	納税預金	15,130,823
手形貸付金	107,669,839	日掛預金	13,552,823
証書貸付金	5,647,475,879	別段預金	8,316,612
仮払金	17,983,520	定期預金	1,632,493,586
未経過借入金利息その他	374,410	据置貯金	46,390,459
未収利息その他	26,883,942	定期積金	4,530,756,305
出資金	6,600,000	予[illegible]金	6,000,000
商工中金出資金	3,500,000	給付補填備金	253,925,888
全信連出資金	100,000	職員預り金	22,984,941
都信連出資金	3,000,000	仮受金	1,876,850
動産不動産勘定	128,856,711	納税引当金	35,793,790
事業用動産	7,316,023	未払利息その他	52,411,709
事業用不動産	101,448,688	未払配当金	3,206,893
敷金	20,000,000	預金利子諸税	1,500,232
電話加入権	92,000	未経過利益	13,532,419
商工中金代理貸付保証見返	217,520,000	商工中金代理店勘定	173,376
		商工中金代理貸付保証	217,520,000
		貸倒準備金	131,073,258
		価格変動準備金	119,372
		退職給与引当金	17,185,604
		出資金	198,046,650
		法定準備金	61,000,000
		特別積立金	203,000,000
		退職給与積立金	88,460,000
		小計	7,795,669,533
		未処分利益剰余金	104,371,035
		前期繰越金	384,398
		当期利益金	103,986,637
合計	7,900,040,568	合計	7,900,040,568

利益剰余金処分

総益金	643,649,717円
総損金	539,663,080
差引当期純益金	103,986,637
繰越利益剰余金	384,398
当期未処分利益剰余金	104,371,035
之を下記の通り処分します	
法定準備金	14,000,000
特別積立金	54,000,000
配当金（一口につき4円年8分）	15,426,062
特別配当金（貸付利息100円につき5円）	20,097,185
次期繰越利益剰余金	847,788

文芸

近詠

小野寺詣記

それぞれのみ魂が光る天の川
大夕立さらり都臭を洗い去る
冷房のデパートに入り買うものなし
薄れゆく死の影を追う原爆窓
家が一番よいと裸の老母の笑み
踊りの輪膨れて夜更けなど知らず
西瓜冷え疲れて戻る子等を待つ
鳴き競う競う蟬が孤独にして佇たよ
静かなる己れに還る蟬時雨
努力の汗遠い倖せ疑わず

台東区俳句連盟会長・竹の湯

青春

江戸一風斉

人は信念とともに若く
疑惑とともに老ゆる。
人は自信とともに若く
恐怖とともに老ゆる。
希望ある限り若く
失望とともに老い朽ちる。

公衆浴場音頭

江戸一風斎

一、家から五分 あのお風呂やで
身体を洗って 気分よく
湯上がり一杯 牛乳のんで
美容と健康 スタミナつけて
明日も元気だ 日本晴れ

二、道から五分 あのお風呂やで
パパママ坊やも 待ってます
ジャブジャブ満杯 湯気ボーボー
いつもきれいな お風呂です
明日も元気で 日本晴れ

三、角から五分 あのお風呂やで
貴方と私と 手を取りあって
時間をきめて 入りましょう
帰りもいっしょよ この小路
明日も元気よ 日本晴れ

四、お風呂にゆこう ゆきましょう
疲れを取って 朗らかに
湯舟に見合わす 顔と顔
長生きしましょう 心も躍る
明日も元気に 日本晴れ

特別企画
正月を夢の島ハワイで！
経費お1人 169,000円
自12月28日 至1月3日 7日間
●あなたを 太平洋の楽園 ハワイに ご案内いたします
●わずらわしい日本を脱出して 思い切り ハワイの休日を 楽しみましょう

《日程表》

日次	月日（曜）	都市名	摘要
1	12／28（日）	東京発 ホノルル着	夜 大型ジェット機にて一路「常夏の島」ハワイへ 日付変更線通過……… ホテルにて休養
2	12／29（月）	ホノルル	1日 ホノルル市内 オアフ島観光 イオラニ宮殿・キングカメハメハ王像 パンチボール・ヌアヌパリほか
3	12／30（火）	ホノルル	午前 カピオラニ公園にてフラショー見物 午後 自由行動 ワイキキ海岸にて水泳日光浴が楽しめます。
4	12／31（水）	ホノルル	1日 自由行動 希望者はゴルフ、レンタカーによるドライブが楽しめます
5	1／1（木）	ホノルル	1日 自由行動 アラモアナショッピングセンター・インターナショナルマーケットプレイスにて買物が楽しめます。
6	1／2（金）	ホノルル発	出発まで帰国準備 午後 大型ジェット機にて帰国の途につく 日付変更線通過………
7	1／3（土）	東京着	東京国際空港到着 解散

島めぐりコースも
ご案内いたします
《ハワイ島めぐり》¥30,000
3日目 12／30（火） 空路"常夏の島"ハワイ島ヒロへ ハワイ島めぐり、キラウエア火口、黒砂海岸ほか 空路ホノルルへ
《カワイ島めぐり》¥25,200
4日目 12／31（水） 空路"庭園の島"カワイ島へ カワイ島めぐり、ハナレイ渓谷、シダの洞窟ほか 空路ホノルルへ

申込先 藤和不動産海外旅行部（藤和エアーサービス）
東京都中央区八重洲4－5 藤和ビル
電話 272－6331（代）
272－2777（直通）

主催 藤田組グループの
藤和不動産株式会社
藤和販売株式会社

共賛 全国浴場新聞
申込先 問合先 藤和エアー・サービス
東京都中央区八重洲4－5
電話（272）6331（代）2777（直）

"第50回 全浴連業者大会決定"
キリシタンとロマンの島
平戸と全浴大会の旅
コース5泊6日
羽田――板付――唐津――平戸口〰〰平戸（泊）――西海橋――長崎――雲仙（泊）――島原城〰〰合津松島――天草五橋――熊本――阿蘇（泊）――別府（大会参加）（泊）――地獄谷・高崎山めぐり別府港〰〰神戸――東京
※お申込方法…… （定期預金） 1年（12回掛）

契約高…… ¥61,270円	旅行費用…… ¥57,500円（概算 ）
毎月掛金…… ¥5,000円	旅行実施予定…… 昭和45年5月

東浴信用組合 TEL（862）6241（代）

技術と廉価のマツセイ
ボイラ生産日本一
条件に応じて選んで下さい
MS-500 煙管式の代表缶重油，代燃兼用
MS-600 水管式で能率抜群重油，代燃兼用
MS-700 超小型重油専焼缶，浴場の立体化に数々の特長
MS-808 小浴場から温泉集中加熱，セントラルヒイティングに
MS-T セパレーツタイプの重油専焼缶
□ ボイラの能力と長さで表す時代は去りました
□ 超高速高能率ボイラは非常に小型になりました
□ カタログ無料進呈

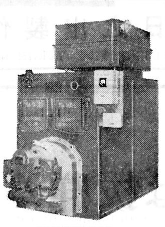

重油専焼MS700

浴場自動化
ボイラ・浴槽・シャワー・上り湯完全自動装置／近代化・合理化・専門施工
其の他
温水器・重油バーナ・鋸屑自動燃焼器・浴場急速濾過器・オゾン発生器
・超音波発生器・サウナバス・温度計・シャワー・浴場カラン
松清コオルヒイテイング株式會社
本社 京都府宇治市槇島町千足63（国道24号線目下バス停前）〒611
TEL宇治（0774）（21）4723・4724・4515・2473
東京業務所 東京都渋谷区初台1～32〒151 TEL（03）（370）1857・2326・7
九州業務所 熊本市東水前寺町300～5〒862 TEL（0963）（64）6215
出張所 札幌・青森・新潟・富山・金沢・高松・広島・下関・沖縄